

費用の配賦・レートメイク

平成25年 1月18日
九州電力株式会社

目次

1 費用の配賦（個別原価計算）

1-1	費用の配賦（個別原価計算）の方法	2
1-2	個別原価計算のフロー	3
1-3	9部門整理の補正について	8
1-4	一般管理費の配分方法	9
1-5	アンシラリーサービス費の算定	12
1-6	変電費の配分方法	13
1-7	配電費の配分方法	14
1-8	販売費の配分方法	15
1-9	ネットワーク給電費・非ネットワーク給電費の配分方法	16
1-10	固定費と可変費の設定方法	17
1-11	需要種別別配分方法について	18
1-12	保留原価の整理方法	23
1-13	今回申請原価の具体的配分結果	24

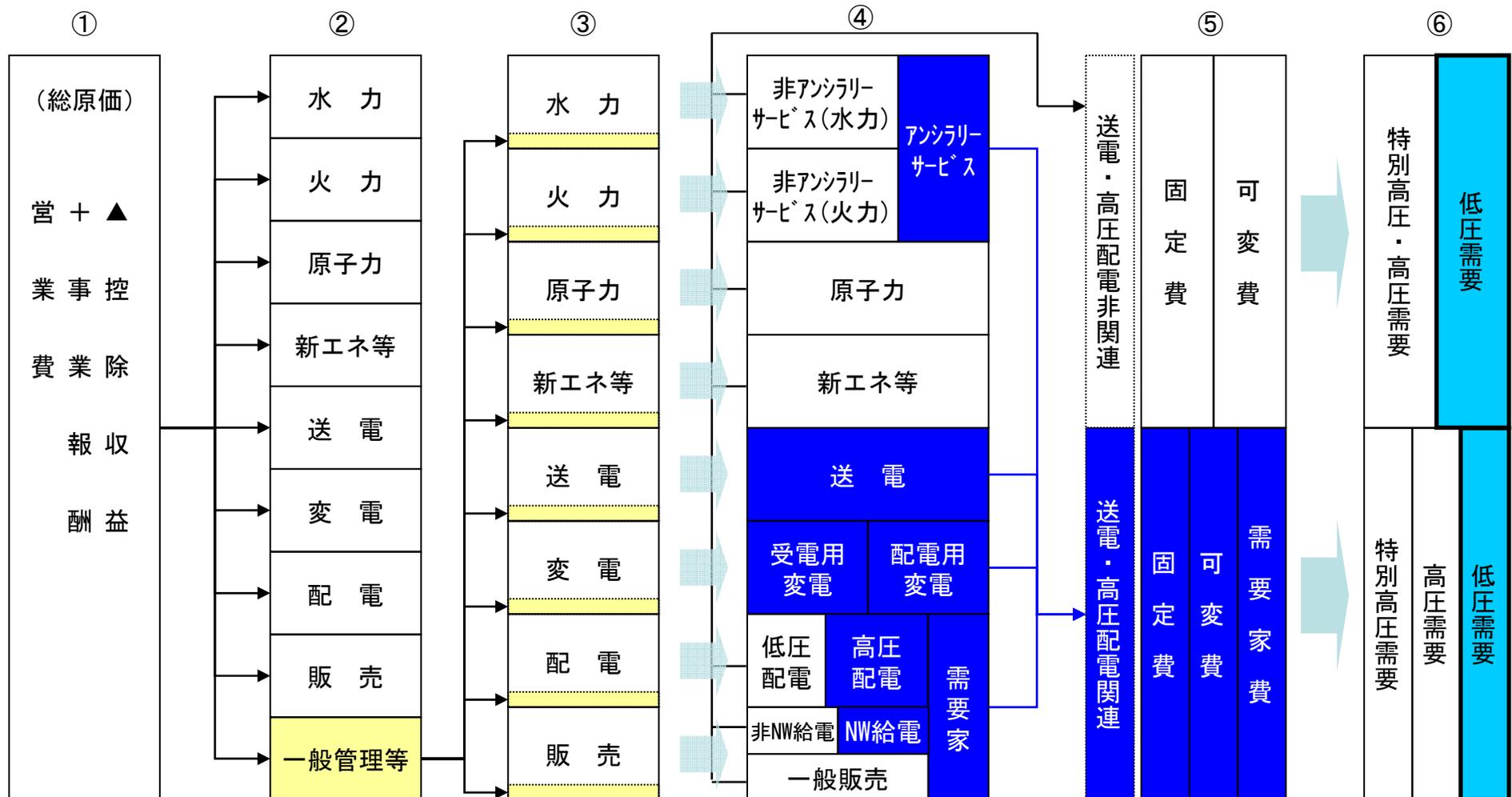
2 レートメイク

2-1	供給約款と選択約款	27
2-2	レートメイクの基本的な考え方	28
2-3	主な料金制の種類	29
2-4	基本料金と電力量料金の基本的考え方	31
2-5	三段階料金格差の考え方	32
2-6	第1段階適用電力量(120kWh)の根拠	33
2-7	第2段・第3段区分値の根拠	34
2-8	夜間時間帯の料金の設定方法	35
2-9	主な契約種別の料金単価	36
2-10	料金収入の想定	37
2-11	規制部門の原価と想定料金収入の関係	40
2-12	新たな料金メニューの設定	41
2-13	季特別電灯の加入要件の見直し	42
2-14	新メニュー設定および加入要件見直しにともなう契約変更について	43
2-15	今回廃止を予定している選択約款及びその理由	45
2-16	延滞利息制度の導入について	46
2-17	お客さまへのご説明について	47

1 費用の配賦（個別原価計算）

1-1 費用の配賦（個別原価計算）の方法

- 費目ごとに積み上げた会社全体の原価（総原価）を、その機能や性質に応じて、規制部門（低圧部門）と自由化部門（高圧・特別高圧部門）に配賦するプロセスを個別原価計算といい、経済産業省令（一般電気事業供給約款料金算定規則）に計算ルールが詳細に規定されている。
- 具体的には、①総原価の算定、②総原価を9部門（水力～一般管理等）に配分、③一般管理費等を残りの8部門（水力～販売）に配分、④送電・高圧配電関連費と非関連費に配分、⑤固定費・可変費・需要家費に配分、⑥需要種別（低圧・高圧・特別高圧）別に配分。



○ 今回申請料金の個別原価計算フローは以下のとおり。※ 数値は全て25~27年度平均

1. 原価等の算定
(2条~5条)

別表第一による分類
様式第一・第二

原価算定期間
(25~27年度)

総原価
14,993

=

3条 + 4条 - 5条

営業費	事業報酬	控除収益
14,380	889	275

(億円)

※ 控除収益のうち、託送収益は接続供給託送収益除き

基礎原価等項目
13,340

保留原価
1,653

使用済燃料再処理等既発電費、地帯間・他社(購入費・販売料)、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息

2. 原価等の整理
(6条①)

9部門整理表

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理	計
振替前	411	5,572	1,922	108	874	421	1,441	505	2,087	13,340
振替額※	8	19	9	0	▲35	—	▲0	—	—	0
振替後	419	5,591	1,931	108	838	421	1,441	505	2,087	13,340

スライド8

※ 電源線にかかる減価償却の振替

スライド9~11

3. 一般管理費等を8部門へ配分
(6条②)

別表第二に掲げる基準
※ 事業者設定基準も可

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理	計
一般管理	148	293	348	13	296	144	489	355	▲2,087	0

※ ABC会計(Activity Based Costing: 活動基準原価計算)の手法を活用し、間接費を適切に配賦

4. 第一次整理原価
(6条③)

様式第三

8部門整理表

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理	計
固有	419	5,591	1,931	108	838	421	1,441	505	2,087	13,340
一般管理	148	293	348	13	296	144	489	355	▲2,087	0
計	568	5,884	2,279	121	1,134	565	1,931	860	0	13,340

5. 水力、火力、
変電、配電、販売費配分
(6条④、⑤)

別表第二に掲げる基準
※ 事業者設定基準も可
様式第四

水力アンソラー	火力アンソラー
25	72
水力非アンソラー	火力非アンソラー
542	5,812

スライド12

受電用変電	需要家	給電	ネットワーク給電
379	380	139	135
配電用変電	高圧配電	需要家	非ネットワーク給電
186	1,015	272	4
	低圧配電	一般販売	
	536	449	

スライド13~15

スライド16

※ 一般販売費は保留原価

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある(以下、25ページまで同じ)

- 6. 送電・高圧配電関連費
(6条⑦、7条①)
- 7. 同 固定費・可変費配分
(8条①、③、④)
一部指定(事業者基準も可)
一部事業者設定基準要
様式第五

	水力アンソラー	火力アンソラー	総送電	受電用変電	配電用変電	高圧配電	ネットワーク給電	需要家費	計
自社分	25	72	1,134	379	186	1,015	135	652	3,598
購入販売※	—	—	▲5	—	—	—	—	—	▲5
計	25	72	1,129	379	186	1,015	135	652	3,593
固定費	25	72	1,121	378	185	1,012	134	—	2,929
可変費	—	—	8	1	0	2	1	—	12
需要家費	—	—	—	—	—	—	—	652	652

※ 購入販売は、保留原価の地帯間・他社（購入費・販売料）のうち、送電・高圧配電関連分

- 8. 送電・高圧配電非関連費
(6条⑥、7条②)
- 9. 同 固定費・可変費配分
(8条②、③、④)
一部指定(事業者設定基準も可)
一部事業者設定基準要
様式第五

	水力総非アンソラー	火力総非アンソラー	総原子力	総新エネ等	低圧配電	非ネットワーク給電	計
自社分	542	5,812	2,279	121	536	4	9,294
購入販売※	140	970		151			1,261
計	682	6,781	2,279	272	536	4	10,554
固定費	632	1,425	1,833	92	535	4	4,520
可変費	50	5,357	445	181	1	0	6,034

※ 購入販売は、保留原価の地帯間・他社（購入費・販売料）のうち、送電・高圧配電非関連分

スライド17

- ・ アンシラリーサービス費 …供給区域内の周波数の値の維持に係る費用
- ・ 受電用変電費 …特高・高圧・低圧のいずれの需要にも応じて使用される変電設備費（変電所二次側電圧7kV以上）
- ・ 配電用変電費 …高圧・低圧のみの需要に応じて使用される変電設備費（変電所二次側電圧7kV未満）
- ・ 高圧配電費 …高圧・低圧のいずれの需要にも応じて使用される配電設備費（高圧配電線路等に係る費用）
- ・ 低圧配電費 …低圧需要のみに応じて使用される配電設備費（柱上変圧器等に係る費用）
- ・ 需要家費 …引込線、計器、電流制限器、屋内配線調査・測定、検針、集金、調定に係る費用
- ・ ネットワーク給電費 …自らの需給に対する給電以外に係る給電設備費（中央給電指令所等の費用のうち自社需要に応じた需給運用計画の策定、運用に相当する費用を除いたもの）
- ・ 一般販売費 …自らの小売需要家に対する販売活動に係る費用（保留原価として整理）

スライド18~22

10. 送電・高圧配電関連需要
(9条)
指定(事業者設定基準も可)
様式第六

	<固定費配分比(2:1:1)(2:1)>		<可変費配分比(発受電量比)>		<需要家費配分比(口数比)>	
低圧	45.01%	(70.53%)	42.46%	(55.12%)	99.13%	
高圧	37.39%	(29.47%)	34.57%	(44.88%)	0.86%	
特高	17.59%		22.97%		0.01%	
	↑①	↑②	↑③	↑④	↑⑤	

11. 送電・高圧配電非関連需要
(9条の2)
指定(事業者設定基準も可)
様式第六の二

	<固定費配分比(2:1:1)>		<可変費配分比(発受電量比)>				
			水力	火力	原子力	新エネ	合計
低圧	45.34%	(100.00%)	42.50%	42.66%	43.04%	41.64%	42.71% (100.00%)
特高・高圧	54.66%		57.50%	57.34%	56.96%	58.36%	57.29%
	↑⑥	↑⑦	↑⑧	↑⑨	↑⑩	↑⑪	↑⑫ ↑⑬

12. 送電・高圧配電関連費
の需要種別への配分
(10条)

	水力アンゾリ-	火力アンゾリ-	総送電	受電用変電	配電用変電	高圧配電	ネットワーク給電	需要家費	計
低圧固定費	{ 11	{ 32	{ 505	{ 170	{ 131	{ 714	{ 60	-	1,624
高圧固定費	① { 9	① { 27	① { 419	① { 142	② { 55	② { 298	① { 50	-	1,000
特高固定費	{ 4	{ 13	{ 197	{ 67	-	-	{ 24	-	305
低圧可変費	-	-	{ 3	{ 0	{ 0	{ 1	{ 0	-	6
高圧可変費	-	-	③ { 3	③ { 0	④ { 0	④ { 1	③ { 0	-	5
特高可変費	-	-	{ 2	{ 0	-	-	{ 0	-	2
低圧需要家費	-	-	-	-	-	-	-	{ 640	640
高圧需要家費	-	-	-	-	-	-	-	⑤ { 10	10
特高需要家費	-	-	-	-	-	-	-	{ 2	2

13. 送電・高圧配電非関連費
の需要種別への配分
(10条)

	水力総非アンゾリ-	火力総非アンゾリ-	総原子力	総新エネ等	低圧配電	非ネットワーク給電	合計
低圧固定費	⑥ { 286	⑥ { 646	⑥ { 831	⑥ { 42	⑦ { 535	⑥ { 2	2,342
特高・高圧固定費	{ 345	{ 779	{ 1,002	{ 50	-	⑥ { 2	2,178
低圧可変費	⑧ { 21	⑨ { 2,285	⑩ { 192	⑪ { 75	⑬ { 1	{ 0	2,574
特高・高圧可変費	{ 29	{ 3,072	{ 254	⑪ { 105	-	⑫ { 0	3,459

14. 保留原価の配分 (11条~16条)

スライド23

	前頁までの原価	電源開発促進税 (11条)	バックエンド 託送回収分 (11条の2)	託送収益、事業者間精算収益、振替損失調整額 (12条~12条の3)	一般販売費 (13条)	小計	< 第一次追加項目 >		< 第二次追加項目 >		総追加項目 (16条)	原価合計
							左記までの原価比 (第一次追加項目の配分比)	接続検討料・変更賦課金・遅収・預利・その他電雑 (14条~14条の5)	左記までの原価比 (第二次追加項目の配分比)	事業税・電振 (15条)		
合計	14,147	324	76	▲47	449	14,950	(100.00%)	▲133	(100.00%)	176	846	14,993
送電・高圧配電関連費	低圧固定費	1,624	—	—	▲20	1,603	(10.73%)	▲14	(10.73%)	19	▲16	1,608
	高圧固定費	1,000	—	—	▲17	983	(6.58%)	▲9	(6.58%)	12	▲14	986
	特高固定費	305	—	—	▲8	297	(1.98%)	▲4	(1.97%)	3	▲9	296
	低圧可変費	6	133	32	▲0	170	(1.14%)	▲1	(1.14%)	2	165	170
	高圧可変費	5	114	26	▲0	145	(0.97%)	▲1	(0.97%)	2	141	145
	特高可変費	2	78	17	▲0	97	(0.65%)	▲1	(0.65%)	1	95	97
	低圧需要家費	640	—	—	—	640	(4.28%)	▲6	(4.28%)	8	2	642
	高圧需要家費	10	—	—	—	10	(0.07%)	▲0	(0.07%)	0	0	10
特高需要家費	2	—	—	—	2	(0.01%)	▲0	(0.01%)	0	0	2	
送電・高圧配電非関連費	低圧固定費	2,342	—	—	▲0	2,441	(16.33%)	▲21	(16.33%)	29	107	2,448
	特高・高圧固定費	2,178	—	—	▲1	2,271	(15.19%)	▲20	(15.19%)	27	99	2,277
	低圧可変費	2,574	—	—	0	2,684	(17.95%)	▲24	(17.96%)	32	118	2,692
	特高・高圧可変費	3,459	—	—	0	3,607	(24.13%)	▲32	(24.13%)	43	158	3,618

※ 控除収益項目はマイナス表示

15. 送電・高圧配電関連費・非関連費計算表 (17条) 様式第七

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	計
送電・高圧配電関連費(低圧)	1,624	▲16	6	165	640	2	2,269	151	2,420
送電・高圧配電非関連費(低圧)	2,342	107	2,574	118	—	—	4,916	224	5,141

16. 原価等集計表 (18条) 様式第七

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	計
低圧需要	3,966	91	2,580	283	640	2	7,186	376	7,561

17. 料金の決定等 (19条) 様式第八

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量(億kWh)	単価(円/kWh)	想定料金収入
低圧需要	4,057	2,863	642	7,561	350	21.59	7,561

＜個別原価配分結果＞

(億円、億kWh、円/kWh)

		送電・高圧配電関連費			送電・高圧配電非関連費			合計		
		原価	需要	単価	原価	需要	単価	原価	需要	単価
規制部門	低圧	2,420	350	6.91	5,141	350	14.68	7,561	350	21.59
自由化部門	高圧	1,142	302	3.78	5,895	501	11.76	7,432	501	14.78
	特別高圧	395	205	1.93				(7,409)		
規制部門・自由化部門計		3,957	857	4.62	11,036	851	12.96	14,993 (14,970)	851	17.58

		固定費		可変費		需要家費		合計	
		金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門		4,057	11.59	2,863	8.18	642	1.83	7,561	21.59
自由化部門		3,560	7.07	3,860	7.70	12	0.02	7,432 (7,409)	14.78
規制部門・自由化部門計		7,616	8.92	6,723	7.89	654	0.76	14,993 (14,970)	17.58

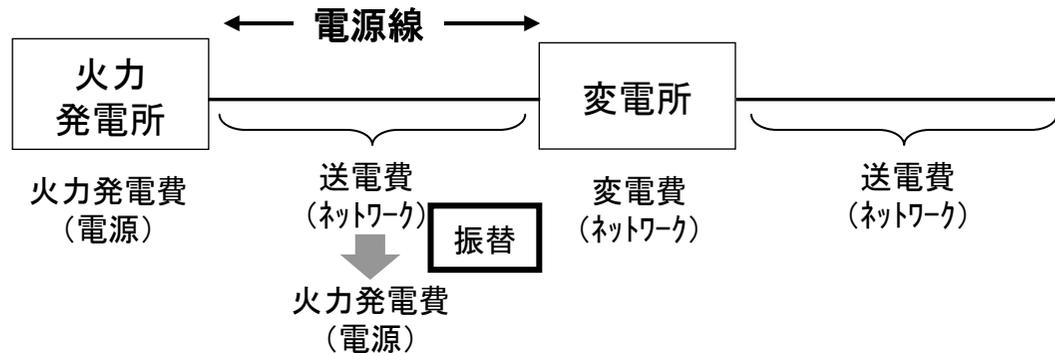
※ () 内は接続供給託送収益(新電力への供給に係る原価相当)を除いた原価

※ 合計欄の単価は自社小売料金単価

- 9部門整理は、電気事業会計規則に基づく会計整理と同じ考え方により各部門へ整理。
- なお、電源線の範囲に係る費用（減価償却費、事業報酬）については、新電力との競争の公平性の観点から、ネットワーク部門から電源部門へ振り替えることが定められている。

・ 「電源線」とは、発電所から電力系統へ送電することを主たる目的とする供給設備のことであり、原則として、発電所から一つ目の変電所までの範囲に該当。 ※ 当該一つ目の変電所は範囲に含まない

(イメージ)



新電力が発電所を建設する際には、電源線工事費を負担金として申し受けるため、競争の公平性の観点から、一般電気事業者の電源線費用についても、電力会社もその範囲に係る費用は託送(ネットワーク)料金に含めず、電源費用として整理。
(H17.4~制度導入)

【電源線振替額】

(億円)

	水力	火力	原子力	新エネ	送電	変電	配電	合計
減価償却費	8	19	9	0	▲35	—	▲0	0
事業報酬	3	8	5	0	▲16	—	▲0	0
合計	11	27	14	0	▲52	—	▲0	0

※ 事業報酬は、9部門整理では全額一般管理費等に整理され、8部門に整理する段階で振り替えられる
 ※ 当社の場合、電源線に係る託送料はない

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条

1 (略)ただし、前節の規定により減価償却費として算定された額のうち電源線に係るものについては、電源線省令に規定するところにより、配分することにより整理しなければならない。託送料として算定された額のうち電源線に係る減価償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当する額についても同様とする。
 2 (略)ただし、前節の規定により電気事業報酬として算定された額のうち、電源線に係るものについては、電源線省令に規定するところにより配分することにより整理しなければならない。

- 一般管理費等部門の費用は、活動基準原価計算(Activity Based Costing)の考え方に基づき、費用発生の原因を勘案した適切なコストドライバーで残りの8部門に配分する(以下、「一般管理費ABC」)。
 - 基礎原価等項目を発生の原因に応じて8部門(水力発電費～販売費)のいずれかに直接整理(=「直課」)。
 - 特定の部門に直課が困難な場合、料金算定規則に定められた基準により配分(「帰属」、「配賦」)。

一般管理費ABCにおける直課・帰属・配賦の結果

(億円)

区分	水力	火力	原子力	新エネ	送電	変電	配電	販売	合計
固有費	419 (73.8%)	5,591 (95.0%)	1,931 (84.7%)	108 (89.5%)	838 (73.9%)	421 (74.5%)	1,441 (74.7%)	505 (58.7%)	11,254 (84.4%)
一般管理費ABC	直課	100 (17.6%)	129 (2.2%)	219 (9.6%)	7 (5.5%)	198 (17.5%)	78 (13.8%)	224 (11.6%)	81 (7.8%)
	帰属	30 (5.3%)	79 (1.3%)	64 (2.8%)	3 (2.8%)	60 (5.3%)	45 (8.0%)	191 (9.9%)	220 (25.6%)
	配賦	19 (3.3%)	85 (1.5%)	65 (2.8%)	3 (2.3%)	38 (3.4%)	21 (3.7%)	74 (3.8%)	54 (2.7%)
合計	568 (100.0%)	5,884 (100.0%)	2,279 (100.0%)	121 (100.0%)	1,134 (100.0%)	565 (100.0%)	1,931 (100.0%)	860 (100.0%)	13,340 (100.0%)

92%

一般電気事業供給約款料金算定規則 別表第2 第1表1

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各8部門に直接整理(以下「直課」という。)すること。

(2) (1)の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準(代表的な物量若しくは金額の比率をいう。)又は配賦基準(他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。)を用いて整理すること。

○ 一般管理費ABCにおけるコストドライバーは、費目ごとに、料金算定規則に規定。

(例：給料手当)

9部門整理

(億円)

区分	水力	火力	原子力	新エネ	送電費	変電費	配電費	販売費	一般	合計
給料手当	26	75	82	5	40	42	191	201	131	792

一般管理費ABC

配分基準	配分額	水力	火力	原子力	新エネ	送電費	変電費	配電費	販売費	一般
直課 (各部門直課人員数)	131	0	2	1	0	1	1	0	1	125
帰属 (直課された各部門人員数比)	125	(4.0%)	(11.6%)	(12.1%)	(0.6%)	(7.1%)	(6.2%)	(27.8%)	(30.5%)	—
合計		5	16	16	1	10	9	35	39	—

一般管理部門のうち、例えば、立地本部電源立地企画Gは、火力等の電源部門に直課

残余の125億円を、直課した人数を加えた各部門の人員数比で配分

(人)

配分基準	水力	火力	原子力	新エネ	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
各部門固有の人員数	384	1,110	1,182	61	687	600	2,729	2,987	9,740
直課された人員数	6	27	13	1	13	13	7	18	98
直課された各部門人員数比	(4.0%)	(11.6%)	(12.1%)	(0.6%)	(7.1%)	(6.2%)	(27.8%)	(30.5%)	(100.0%)

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条

2 事業者は、前項の規定により整理された基礎原価等項目のうち同項第9号に整理された基礎原価等項目を、それぞれ、別表2第1表及び第2表に掲げる基準により、同項第1号から第8号までの部門に配分することにより整理しなければならない。

- 一部の費目(賃借料、委託費等)については、いずれも、費用をより適切に配分する観点から、事業者の実情に応じた基準(=「事業者設定基準」)を予め経済産業大臣に届け出ることにより、より適切なコストドライバーを適用することが可能。

【事業者設定基準一覧】

		省令上の基準	事業者ルール	区分
賃借料	機械賃借料	各部門業務用建物床面積比	直課された各部門人員数比	帰属
	借地借家料のうちの家・社宅賃借料		直課された各部門人員数比	帰属
	その他の借地借家料		各部門業務用建物床面積比(賃借分のみ)	帰属
	帰属配分後の残余		直課された各部門賃借料比	配賦
委託費	システム開発委託費	各部門業務用建物床面積比	直課された各部門人員数比	帰属
	事務所清掃管理委託費		各部門業務用建物床面積比	帰属
	株式財務関係業務委託費		各部門設備別建設費比	帰属
	帰属配分後の残余		直課された各部門委託費比	配賦
電気事業報酬	運転資本のうち営業資本	内容毎に各部門設備別建設費比	営業資本レートベースを構成している各部門原価比	帰属

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条

5 第2項及び前項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第2項及び前項の基準によらないことができる。

- アンシラリー機能（周波数制御機能）とは、瞬時瞬時の需要変動に合わせて発電出力を調整することにより、電力系統全体の需給バランスを確保し、周波数の安定を図る機能をいう。
- アンシラリーサービス費の算定にあたっては水力発電設備及び火力発電設備のうち周波数制御機能を有する発電所の占める帳簿価額比率（A）で、アンシラリーサービス費抽出対象を算定。
- これに周波数制御機能を有する発電所の最大出力に対する周波数変動是正のために増加する発電出力の割合（B）を乗じてアンシラリーサービス費を算定。

（A）水力発電設備及び火力発電設備のうち周波数制御機能を有する発電所の占める帳簿価額比率

	水力発電設備	火力発電設備
帳簿価額比率	75.31%	100.00%

（B）周波数制御機能を有する発電所の最大出力に対する周波数変動是正のために増加する発電出力の割合

$$15,542\text{ kW} (\text{※1}) \times 5\% (\text{※2}) \div (2,926\text{ kW} (\text{※3}) + 10,200\text{ kW} (\text{※4})) = 5.92\%$$

※1：平成23年度のピーク日の最大需要電力（発電端）の実績値

※2：最大電力（＝発電設備の最大電力）に対応するために必要となる周波数調整幅（アンシラリー調整比率）

アンシラリー調整比率＝短時間変動成分（数秒から数分単位の周期で発生する変動）＋長時間変動成分（数分から30分単位の周期で発生する変動）

※3：周波数制御機能を有する水力発電設備の発電出力の実績値（平成23年度末時点）

※4：周波数制御機能を有する火力発電設備の発電出力の実績値（平成23年度末時点）

- 変電費は、ABC会計基準により、「受電用変電費」、「配電用変電費」へ配分。
- 各コストドライバーは、費目ごとに、料金算定規則に規定。

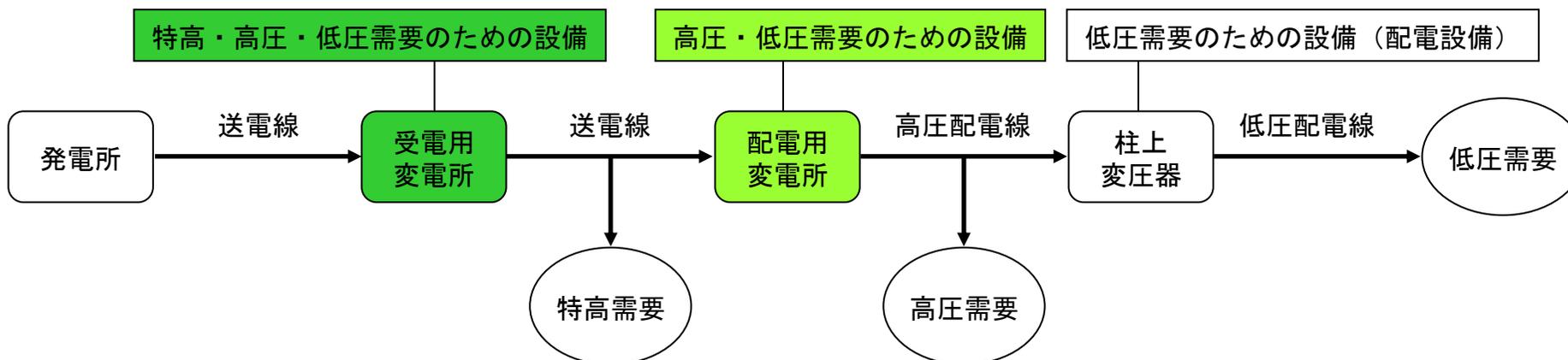
【受電用変電費・配電用変電費の配分方法】

(億円)

	対象費目	配分比率	受電用 配分比率	受電用変電	配電用変電	合計
帰属/ 配賦	修繕費・賃借料・委託費	変圧器容量比	71.1%	100	41	140
	消耗品費・研究費・諸費等	建設費比	65.8%	280	145	425
合計				379	186	565

※ 省令上、箇所数比で配分するものとして、補償費・損害保険料が規定されているが、当社の場合、変電費の該当原価なし

【具体的な変電設備のイメージ】



一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

2 変電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、**低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第一次整理原価**（以下「**受電用変電サービス費**」という。）及び**受電用変電サービス費以外の第一次整理原価**（以下「**配電用変電サービス費**」という。）に配分することにより整理しなければならない。

- 配電費は、まず、引込線、計器、電流制限器等に係る費用を「需要家費」として抽出し、その後、残余を建設費の比率により「高圧配電費」、「低圧配電費」へ配分。

【需要家費の抽出方法】

(億円)

対象費目	配分比率	需要家費抽出比率		需要家費	需要家費以外	合計
		低圧	高圧 特高			
修繕費	—	低圧	実額を 直接整理	262	344	615
		高圧		7		
		特高		2		
委託費のうち一般電気工作物調査、スマートメーター関連	-	実額を直接整理		33	—	33
その他委託費	委託費実績比率	10.7%		12	103	115
減価償却費・事業報酬等	建設費比	低圧	1.3%	8	636	645
		高圧	0.1%	1		
		特高	0.0%	0		
給与手当・厚生費・養成費等	人員数比	14.5%		55	322	377
その他	—	—		—	145	145
合計				380	1,550	1,931

【高圧配電費・低圧配電費の配分方法】

(億円)

対象費目	配分比率	高圧配電 配分比率	高圧配電		合計
			高圧配電	低圧配電	
全費目	建設費比	65.4%	1,015	536	1,550

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

3 配電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、発生³の主な原因に応じて、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定、検針、調定並びに集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）と需要家費以外の第一次整理原価に配分することにより整理しなければならない。

4 前号の規定により需要家費以外の配電費の部門に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る第一次整理原価（以下、「低圧配電費」という。）及び低圧配電費以外の第一次整理原価（以下、「高圧配電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

○ 販売費は、原則、ABC会計基準により、「給電費」、「需要家費」、「一般販売費」のそれぞれに配分。

【給電費・需要家費・一般販売費の配分方法】

(億円)

	対象費目	配分比率	給電費 配分比率	需要家費 配分比率	給電費	需要家費	一般 販売費	合計	
直課	委託検針費・委託集金費・ 委託費・普及関係費等	—	(直課)	(直課)	41	119	13	174	
帰属 ／ 配賦	修繕費・委託費等	床面積比	15.1%	22.0%	33	48	139	221	
	賃借料	床面積比※ (賃借のみ)	23.2%	18.2%	10	8	26	44	
	給料手当・厚生費・養成費等	人員数比	12.8%	22.8%	54	96	270	420	
※ 省令上は、「床面積比」により配分することが規定されて いるものの、費用発生の実情を踏まえ、事業者基準を設定					合計	139	272	449	860

	人員数	比率	備考
給電費関連人員	385	12.8%	系統運用業務、需給運用業務関連人員(系統運用部、中央給電指令所等)
需要家費関連人員	686	22.8%	検針、調定、集金関連人員(営業所料金業務担当)
一般販売費関連人員	1,934	64.4%	上記以外的人员
計	3,005	100.0%	

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

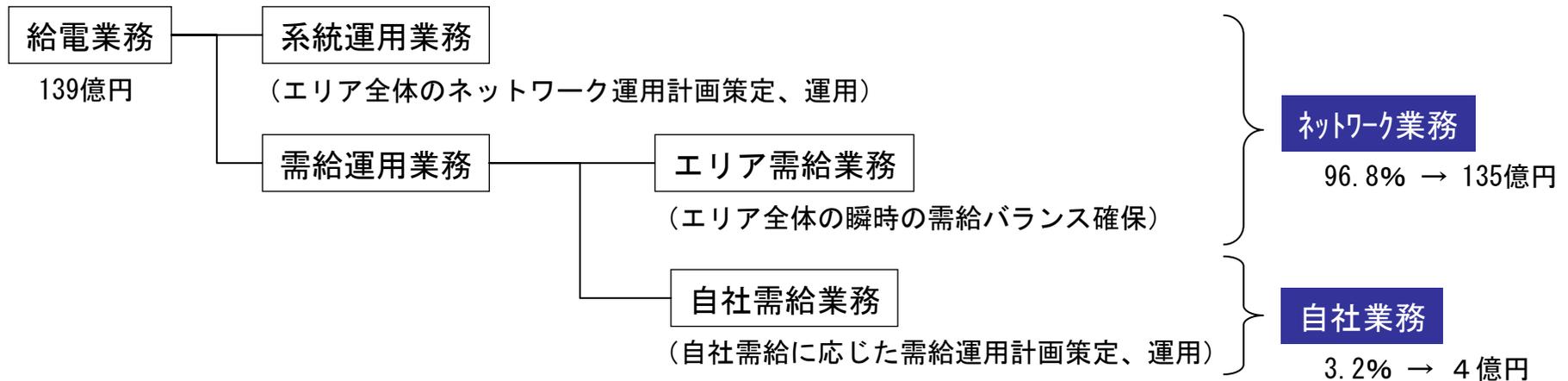
5 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価(以下「給電費」という。)、需要家費及びその他販売費(以下「一般販売費」という。)に配分することにより整理しなければならない。

- 給電費は、自らの需給に対する給電（自社需要に応じた需給運用計画の策定、運用）に相当する費用を「非ネットワーク給電費」、それ以外を「ネットワーク給電費」として配分。

【ネットワーク給電費・非ネットワーク給電費の配分方法】

(億円)

	対象費目	配分比率	NW給電費 配分比率	NW 給電費	非NW 給電費	合 計
直課	委託費・養成費・研究費 等	—	(直課)	4	—	4
帰属 ／ 配賦	給料手当・養成費・研究費 等	人員数比	96.4%	56	2	58
	修繕費・委託費・減価償却費 等	床面積比	97.2%	65	2	67
	賃借料	床面積比 (賃借のみ)	96.2%	11	0	11
			合 計	135	4	139

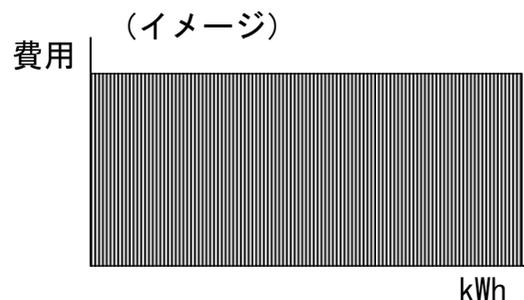


一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

6 前号の規定により給電費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、発生的主要原因に応じて、自らの需給に対する給電以外に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

○ 販売電力量に関わらず発生する費用は「固定費」、販売電力量によって変動する費用は「可変費」へ整理。

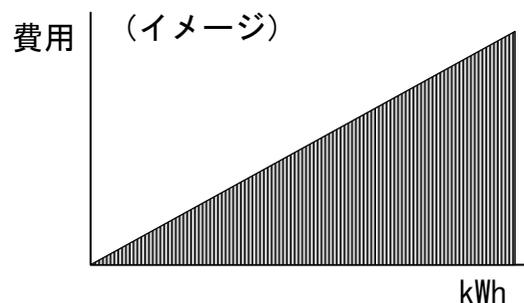
固定費 販売電力量に関わらず発生する費用



【費目の具体例】

- 人件費（厚生費・退職給与金等）
- 減価償却費
- 購入電力料のうち基本料金
- 消耗品費のうち50%※

可変費 販売電力量によって変動する費用



【費目の具体例】

- 燃料費
- 原子力バックエンド費用（一部除く）
- 購入電力料のうち電力量料金
- 消耗品費のうち50%※

※ 消耗品費（事務用品や発電所の潤滑油脂費等）は、固定費と可変費双方の要素を持つが、厳密な区分は困難であるため、1/2ずつ整理

一般電気事業供給約款料金算定規則 第8条

1 事業者は、前条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連費を、基礎原価等項目及び購入販売送電項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、**販売電力量にかかわらず必要な送電・高圧配電関連費**（以下「送電・高圧配電関連**固定費**」という。）及び**販売電力量によって変動する送電・高圧配電関連費**（以下「送電・高圧配電関連**可変費**」という。）に配分することにより整理し・・・（以下省略）

4 第1項及び第2項の規定において、**事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第1項第1号（中略）の基準によらないことができる。**

- 需要種別別配分については、料金算定規則に従い、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて各電圧階級(特別高圧・高圧・低圧)へ配分。

【固定費】(販売電力量にかかわらず必要な費用)

- ・ 電源費、送電費、受電用変電費など…特別高圧・高圧・低圧へ配分(2:1:1比)
- ・ 配電用変電費、高圧配電費…高圧・低圧へ配分(2:1比)
- ・ 低圧配電費…低圧のみへ配分

【可変費】(販売電力量によって変動する費用)

…特別高圧・高圧・低圧へ配分(発受電量比)

【需要家費】

…特別高圧・高圧・低圧へ配分(口数等比) ※ ほとんど低圧に配分

(参考)

- ・ 受電用変電費…特別高圧・高圧・低圧いずれにも応じて使用される変電設備費(変電所二次側電圧7kV以上)
- ・ 配電用変電費…高圧・低圧のみに応じて使用される変電設備費(変電所二次側電圧7kV未満)
- ・ 高圧配電費…高圧・低圧いずれにも応じて使用される配電設備費(高圧配電線路等に係る費用)
- ・ 低圧配電費…低圧需要のみに応じて使用される配電設備費(柱上変圧器等に係る費用)
- ・ 需要家費…引込線、計器、電流制限器、屋内配線調査・測定、検針、集金、調定に係る費用

- 需要家費の需要種別配分においては、従来より、事業者基準を設定の上、架空（地中）電線路、電流制限器、計器に係る費用を、口数比配分するのではなく、低圧・高圧・特高の各々に直接整理。
- 当該事業者設定基準については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、具体的な算定方法が分かるようにすべきとの指摘があったことを踏まえ、今回の事業者設定基準届出に際しては、記載をより明文化。

事業者設定基準（第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値）

【前回（平成20年7月届出）】

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費の合計額のうち需要家設備関連費用の配分については、第9条第2項の規定により、同条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値によるものとする。

【今回（平成24年11月届出）】

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費の合計額のうち需要家設備関連費用の配分については、第9条第2項の規定により、同条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値によるものとする。

具体的には、配電設備のうち、架空電線路、地中電線路、電流制限器、計器に係る費用及び屋内配線の調査委託に係る費用については、口数比での配分によらず、各設備に対応する電圧区分に応じて、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要に配分するものとする。

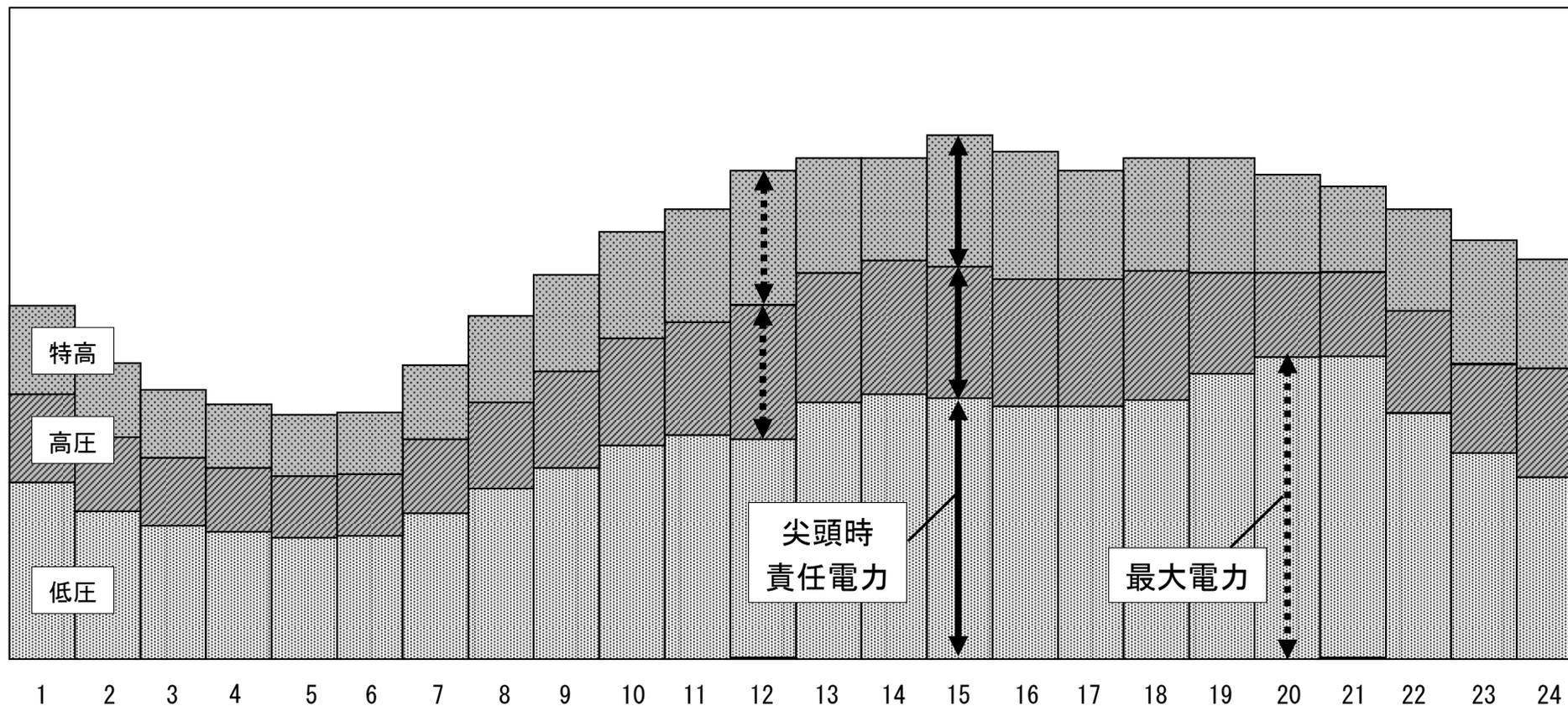
（需要家費の配分結果）

		配分額（億円）			配分比率		
		特高	高圧	低圧	特高	高圧	低圧
修繕費	架空（地中）電線路	—	—	137	設備の差異、費用の発生 の原因等を反映して、 3 需要種別に配分		
	計器	2	7	115			
	電流制限器	—	—	11			
資本費（減価償却費、固定資産除却費、電気事業報酬等）	架空（地中）電線路	—	—	7			
	計器	0	1	2			
委託費のうち一般電気工作物調査、スマートメーター関連		—	—	33			
その他（口数比にて配分）		0	3	336	0.01%	0.86%	99.13%
合 計		2	10	640			

○ $2:1:1$ 配分比率 (%) = (最大電力ウェイト×2 + 夏期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 発受電量ウェイト×1) / 4

○ $2:1$ 配分比率 (%) = 延べ契約電力ウェイト×2 + 発受電量ウェイト×1

【2:1:1比の諸元イメージ】



- ・ 尖頭時責任電力…夏期・冬期の最大電力発生時（夏期の場合は15時）における電圧別（低圧・高圧・特高）の需要電力
- ・ 最大電力…年間最大電力発生日（夏期）における電圧別の最大需要（低圧は20時）

【送電・高圧配電関連固定費の配分比率】

(25～27年度平均の想定値)

	最大電力 (10 ³ kW)	夏期尖頭時責任 電力(10 ³ kW)	冬期尖頭時責任 電力(10 ³ kW)	発受電量(10 ⁶ kWh) 【3需要】【2需要】	延べ契約電力 (10 ³ kW)
特高	2,630 (15.59%)	2,528 (16.17%)	2,335 (16.27%)	20,726 (22.97%)	—
高圧	6,557 (38.87%)	6,517 (41.69%)	4,710 (32.81%)	31,195 (34.57%) (44.88%)	127,514 (21.76%)
低圧	7,680 (①45.53%)	6,587 (②42.14%)	7,309 (③50.92%)	38,309 (④42.46%) (⑤55.12%)	458,400 (⑥78.24%)
合計	16,687 (100.00%)	15,632 (100.00%)	14,354 (100.00%)	90,230 (100.00%) (100.00%)	585,914 (100.00%)

※【3需要】は、特高、高圧、低圧の区分、【2需要】は、高圧、低圧の区分

(2:1:1比率・2:1比率の算定)

・2:1:1比率

$$\text{低圧配分比率 (\%)} = (\text{①}45.53\% \times 2 + \text{②}42.14\% \times 0.5 + \text{③}50.92\% \times 0.5 + \text{④}42.46\% \times 1) / 4 = 45.01\%$$

・2:1比率

$$\text{低圧配分比率 (\%)} = (\text{⑥}78.24\% \times 2 + \text{⑤}55.12\% \times 1) / 3 = 70.53\%$$

【送電・高圧配電非関連固定費の配分比率】

(25～27年度平均の想定値)

	最大電力 (10 ³ kW)	夏期尖頭時責任 電力(10 ³ kW)	冬期尖頭時責任 電力(10 ³ kW)	発受電量 (10 ⁶ kWh)
特高・高圧	9,052 (54.10%)	8,911 (57.50%)	6,960 (48.78%)	51,382 (57.29%)
低圧	7,680 (⑦45.90%)	6,587 (⑧42.50%)	7,309 (⑨51.22%)	38,309 (⑩42.71%)
合計	16,732 (100.00%)	15,498 (100.00%)	14,269 (100.00%)	89,691 (100.00%)

(2:1:1比率の算定)

$$\text{低圧配分比率 (\%)} = (\text{⑦}45.90\% \times 2 + \text{⑧}42.50\% \times 0.5 + \text{⑨}51.22\% \times 0.5 + \text{⑩}42.71\% \times 1) / 4 = 45.34\%$$

- ①時間別の電力量と、②電圧別の時間別（1時～24時）の電力需要比率から、夏期・冬期最大電力発生日の電圧別・時間別電力需要を算出。
- 上記から、「2：1：1配分比率」で使用される、【1】年間最大電力発生日（夏期）の電圧別最大需要（低圧は20時に発生）、【2】夏期最大電力発生時の電圧別電力需要、【3】冬期最大電力発生時の電圧別電力需要を算出。

①時間別電力量

月間電力量、最大3日日量比率※を用い、夏期・冬期最大電力発生日の日電力量を算出し、時間別に展開（夏期最大電力は8月、冬期は1～2月に主に発生）

×

※ 月間の電力量に占める最大電力発生日（上位3日）の日電力量の比率

②電圧別の時間別電力需要比率

夏期・冬期最大電力発生日の時間別（1時～24時）の電力需要比率を算出

※ 大口（契約電力500kW以上）は実測データ、それ以外は負荷実態調査結果を基に算出

||

電圧別・時間別電力需要

【1】年間最大電力発生日（夏期）における電圧別の最大需要（低圧は20時に発生）

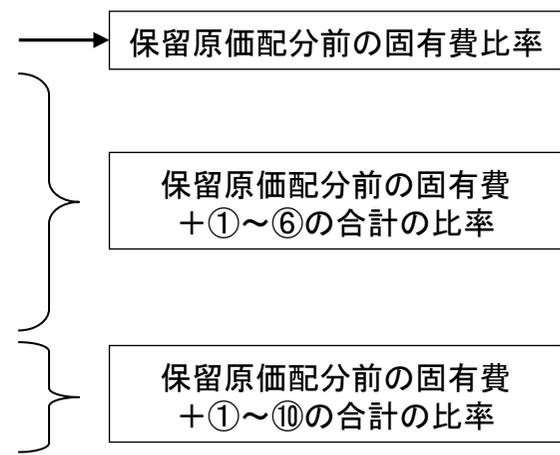
【2】夏期最大電力発生時における電圧別の電力需要

【3】冬期最大電力発生時における電圧別の電力需要

【保留原価の整理】

		金額	固／可区分	配分比率
①電源開発促進税		324	可変費	販売電力量比
②バックエンド託送回収分		76	可変費	発受電量比
③託送収益(電源線以外)		▲2	固定費	2:1:1比
			可変費	発受電量比
④託送収益(電源線)		▲1	固定費	2:1:1比
⑤事業者間精算収益		▲44	固定費	2:1:1比
			可変費	発受電量比
⑥一般販売費		449	固／可	原価比
第一次追加項目	⑦接続検討料・変更賦課金	▲0	固／可	原価比
	⑧遅収加算料金	▲12	固／可／需	原価比
	⑨預金利息	▲0	固／可／需	原価比
	⑩電気事業雑収益 (接続検討料・変更賦課金以外)	▲120	固／可／需	原価比
第二次追加項目	⑪事業税	177	固／可	原価比
	⑫電力費振替勘定	▲1	固／可	原価比
合計		846	—	—

バックエンド託送回収分とは、現行の再処理積立金制度(平成17年)が開始される以前の要引当対象額であり、新電力を含めた全てのお客さまから申し受けることとされている。



一般電気事業供給約款料金算定規則 第15条
 事業者は、期間原価等項目のうち、事業税及び電力費振替勘定(貸方)として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、それぞれ、第10条から前条までの規定により整理された送電・高圧配電関連費の合計額及び送電・高圧配電非関連費の合計額の合計額のうち、第10条から前条までの規定により整理された送電・高圧配電関連費の合計額又は送電・高圧配電非関連費の合計額の占める割合により、送電・高圧配電関連費又は送電・高圧配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

- 規制・自由両部門への原価配分結果は、以下のとおり規制：自由=51%：49%。
- なお、原価には、燃料費のように販売電力量 (kWh)※に応じて発生する費用(可変費)と、修繕費のように専ら最大電力 (kW)※等に応じて必要となる費用(固定費)や、また規制部門のみに掛かる費用などが含まれるため、配分結果は販売電力量比率(規制：自由=41%：59%)とは一致しない。

※ 規制部門の方が、販売電力量(kWh)あたりの使用電力(kW)が大きいため、kWh比に比べてkW比のウェイトが大きくなる

【費目別の規制・自由配分結果】

(億円、億kWh)

	合計	規制	自由
人件費	1,167	744 (64%)	423 (36%)
修繕費	1,941	1,148 (59%)	794 (41%)
燃料費	4,818	2,056 (43%)	2,762 (57%)
減価償却費	1,773	927 (52%)	846 (48%)
事業報酬	889	481 (54%)	408 (46%)
購入電力料	1,351	585 (43%)	766 (57%)
公租公課	1,010	498 (49%)	511 (51%)
その他	2,021	1,123 (56%)	898 (44%)
計	14,970	7,561 (51%)	7,409 (49%)
販売電力量	851	350 (41%)	501 (59%)

← 発受電量(kWh)比

※ 送電ロス差により販売電力量比と完全には一致しない

← 接続供給託送収益を除く

← 自社分を除く

(例) 修繕費

(億円)

	合計	規制	自由
①電源費	1,072	486 (45%)	586 (55%)
②送電費・受電用変電費	220	99 (45%)	121 (55%)
③配電用変電費・高圧配電費	246	173 (71%)	72 (29%)
④低圧配電費	119	119 (100%)	—
⑤需要家費	274	266 (97%)	9 (3%)
⑥一般販売費	10	5 (47%)	5 (53%)
計	1,941	1,148 (59%)	794 (41%)

← 2(最大kW)：1(尖頭kW)：1(kWh)比

← 2(最大kW)：1(尖頭kW)：1(kWh)比

← 2(延契約kW)：1(kWh)比

← 低圧のみに配分

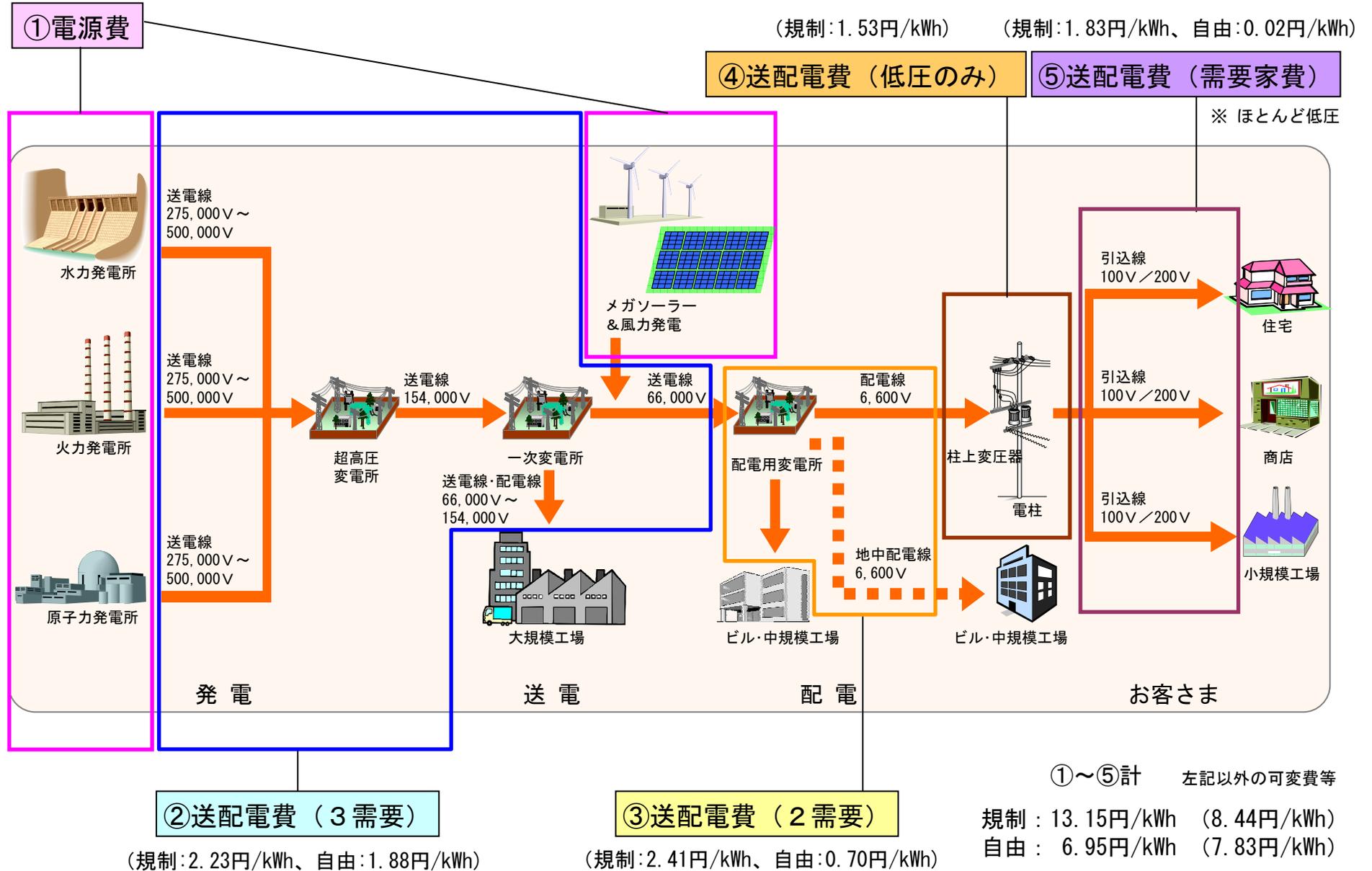
← 口数等比

← 原価比

※ ①に非ネットワーク給電費、②にアンシラリーサービス費、ネットワーク給電費を含む

(参考) 電気をお届けするまでの流れと費用の発生源

(規制:5.16円/kWh、自由:4.35円/kWh)



2 レートメイク

○ 供給約款

➤ 標準的なご使用形態を前提とした料金設定

- ・お客さまの一部が値上げとなる場合→認可（電気事業法第19条第1項）
- ・どのお客さまも値上げとならない場合→届出（電気事業法第19条第3項、第4項）

〔主なメニュー〕

- ・従量電灯（ご家庭、商店、事務所等向けメニュー）
- ・公衆街路灯（街路灯等向けメニュー）
- ・低圧電力（商店や小規模工場等動力を使用するお客さま向けメニュー） 等

○ 選択約款

➤ 設備の効率的な使用、その他の効率的な事業運営に資する電気の使用を前提とした料金設定

- ・約款の設定及び変更→届出（電気事業法第19条第11項、第12項）

〔主なメニュー〕

- ・季特別電灯 : 電気のご使用をデイトタイムやリビングタイムからナイトタイムへ移行していただくことで電気料金の節約が可能となる、季節別・時間帯別料金メニュー
- ・時間帯別電灯 : 電気のご使用を昼間時間から夜間時間へ移行していただくことで電気料金の節約が可能となる、時間帯別料金メニュー
- ・ピークシフト電灯 : ピーク時間の節電や、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことで、電気料金の節約が可能となる料金メニュー
- ・低圧季特別電力 : 電気のご使用を昼間時間から夜間時間へ移行していただくことで電気料金の節約が可能な、動力をご使用されるお客さま向けの料金メニュー 等

○ 契約種別ごとの料金単価は、下記の要素に基づき算定。

■ 契約種別に応じた料金制

…定額電灯や公衆街路灯など、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用。

■ 三段階料金制

…生活必需的な使用量に相当する第1段階には比較的低廉な料金を、概ね平均的な使用量に相当する第2段階には平均的な料金を、それを超過する第3段階には割高な料金を適用。

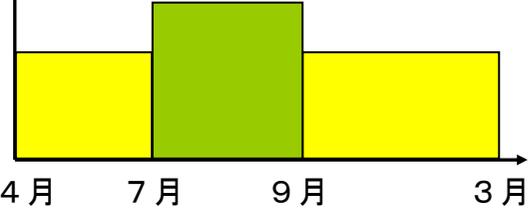
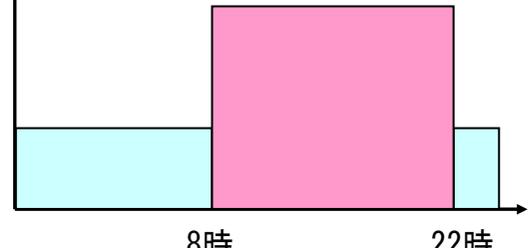
■ 低圧電力等の季節別格差

…低圧電力等の電力量料金については、夏季の需要を抑制する観点から、季節間格差を考慮して、夏季とその他季の別に設定。

■ 夜間時間帯の料金

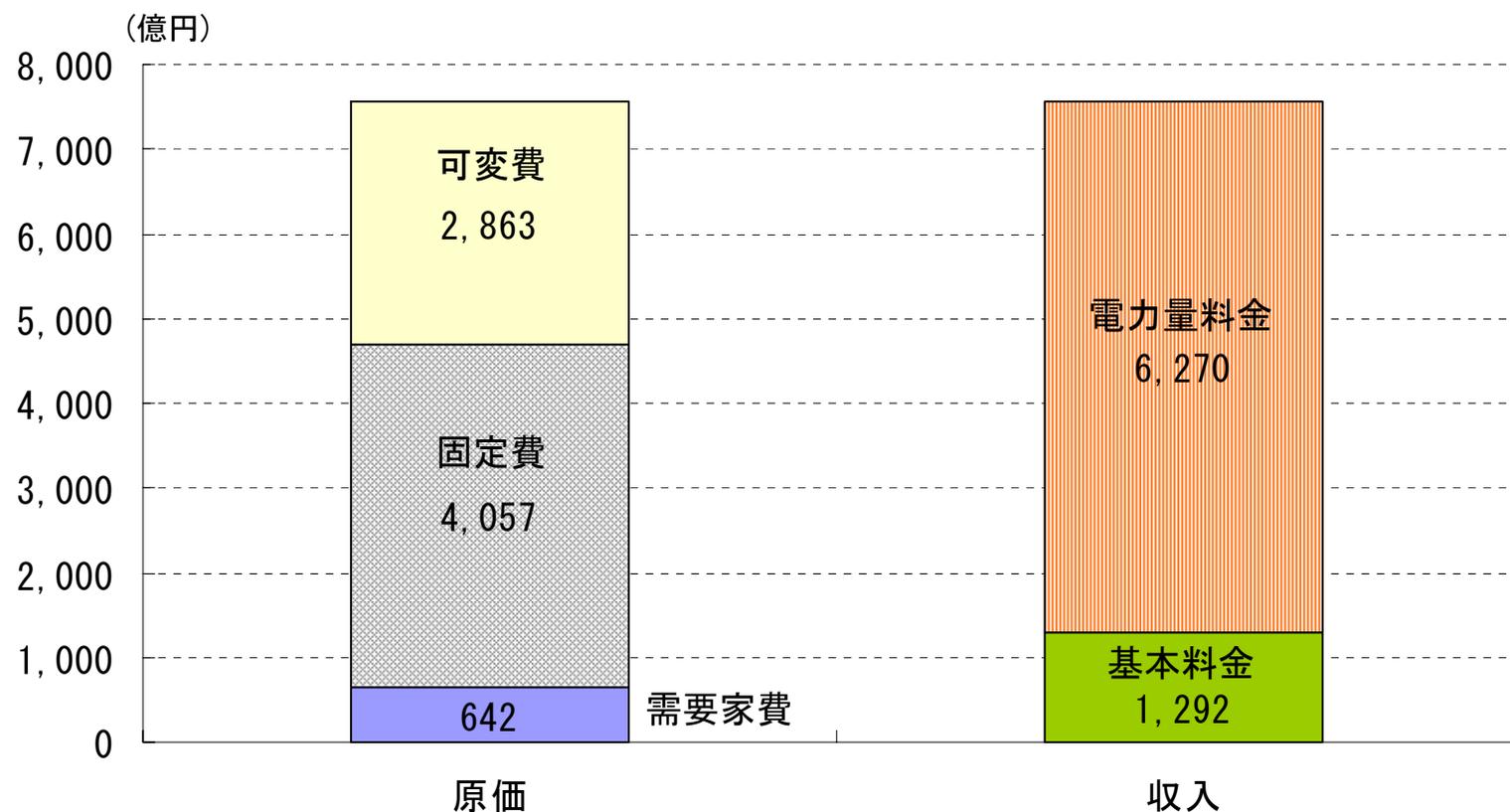
…選択約款の夜間料金（深夜電力、時間帯別電灯等）については、電源可変費を中心とした夜間時間帯の供給コストをもとに算定。

	概 要	料金イメージ
定額料金制	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の料金額は使用電力量によらず一定。 使用形態がほぼ等しく、計器をつけて計量することが経済的でない小規模のお客さまに適用。 (定額電灯、公衆街路灯A 等) 	
最低料金制	<ul style="list-style-type: none"> 使用電力量に電力量料金単価を乗じて料金額を決定。 使用量が0の場合、料金も0となり、供給原価をまかなうことができないため、電力使用量が一定量以下の場合にお支払いいただく最低額を定めている。 (従量電灯A 等) 	
基本料金制 (二部料金制)	<ul style="list-style-type: none"> 契約電流 (A)、契約容量(kVA)、契約電力 (kW) に比例する固定的な基本料金および使用量に比例する電力量料金の2本建てで料金を決定。 (従量電灯B、季特別電灯、時間帯別電灯、 低圧電力 等) 	

	概 要	料金イメージ
<p>三段階 料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原価の上昇傾向を背景とし、高福祉社会の実現・省エネルギーの観点から 第1段階：比較的低廉（生活必需） 第2段階：平均的 第3段階：割高 <p>※昭和49年3月の電気事業審議会料金制度部会答申を受けて同年6月より導入。 （従量電灯B・C、時間帯別電灯 等）</p>	<p>電力量料金単価</p>  <p>1段 2段 3段</p> <p>低廉な料金 平均的な料金 割高な料金</p>
<p>季節別 料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電力量料金を夏季・その他季別に設定。 夏季需要の抑制効果を期待して、昭和54年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて昭和55年から導入したもの。夏季はその他季の1割増し。 <p>（低圧電力 等）</p>	<p>(円)</p> <p>電力量料金単価</p>  <p>4月 7月 9月 3月</p>
<p>昼夜別 料金制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電力量料金を昼夜別に設定。 夜間は夜間時間の供給コストを反映した割安な料金、昼間は割高な料金を適用。 <p>（季時別電灯 等）</p>	<p>(円)</p> <p>電力量料金単価</p>  <p>8時 22時</p>

- 固定費および需要家費は、電力量の多寡に関わらず発生する費用という性質上、基本料金でご負担いただくことが原則と考えられるが、使用量の少ないお客さまの負担感等を考慮して、従来より、基本料金および電力量料金でご負担いただいている。
- 今回の値上げが主として燃料費をはじめとする可変費の増加によるものであることに加え、上記の理由から、基本料金を据え置いたまま、電力量料金の値上げを申請。

<規制部門の原価および想定料金収入内訳（H25～27年度平均 7,561億円）>



※ 端数処理の関係で合計は一致しない

- 生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減する観点から、第1段料金の値上げ幅を抑制。

[第2段料金を1とした場合の第1段料金と第2段料金との格差]

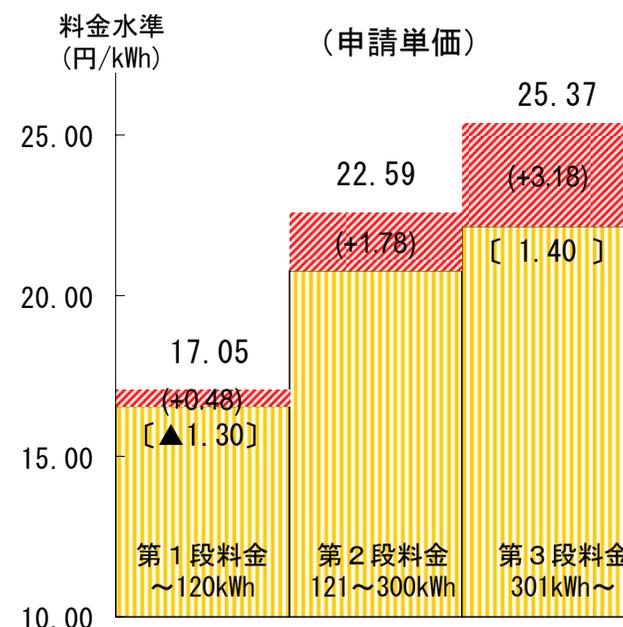
H20改定時 0.79 : 1 → 申請単価 0.75 : 1
 [16.10] [20.34] [17.05] [22.59]

- 第2段料金は、規制部門の平均と同程度の値上げ幅とし、第3段料金は節電を促進する観点から第2段料金との格差を拡大。

[第2段料金を1とした場合の第2段料金と第3段料金との格差]

H20改定時 1 : 1.07 → 申請単価 1 : 1.12
 [20.34] [21.72] [22.59] [25.37]

※ []内は料金単価(円/kWh)



※ ()内は現行単価からの値上げ幅
 []内は第2段料金との値上げ幅の差

[3段料金格差の推移]

改定年度	S49	S51	S55	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回
1段料金	12.30	14.80	21.10	19.05	18.73	17.45	16.75	15.65	15.45	14.80	14.77	16.10	17.05
2段料金	15.70	19.60	28.35	25.30	24.90	23.10	22.15	20.70	20.00	19.00	18.80	20.34	22.59
3段料金	17.20	21.65	32.80	28.60	27.40	25.40	24.30	22.65	21.65	20.38	20.12	21.72	25.37
1・2段格差	0.78	0.76	0.74	0.75	0.75	0.76	0.76	0.76	0.77	0.78	0.79	0.79	0.75
2・3段格差	1.10	1.10	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.07	1.07	1.12

※ S49~H18は税抜き単価、H20・今回は税込み単価、燃料費調整単価を除く

<電気事業分科会第2次報告(平成21年8月)>

- 現状においても第1段階のみが適用されている需要家が一定程度存在しており、また電気の必需材としての性質を考えると、引き続き、ナショナルミニマムの考え方に基づき第1・2段階区分を維持し、生活必需的な電力使用量に相当する部分については低廉な料金を適用することが適当である。
- また、その区分値については、その性質から引き続き各社共通とし、具体的な値としては、上述の検証結果を勘案すれば、引き続き、現行の120kWh/月は合理的であると判断できる。

<主要な家庭用電気機器の世帯普及率と使用電力量の推計値>

<参考>平成21年全国消費実態調査

品目	世帯普及率 (%)	平均使用電力量 (kWh/月)
照明	—	25
電気冷蔵庫	98	44
電気洗濯機	96	3
カラーテレビ	96	8
電気掃除機	97	3
炊飯器	81	5
ルームエアコン	82	19
電子レンジ	94	5
パソコン	62	5
こたつ	72	14
普及率80%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		112
普及率60%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		131

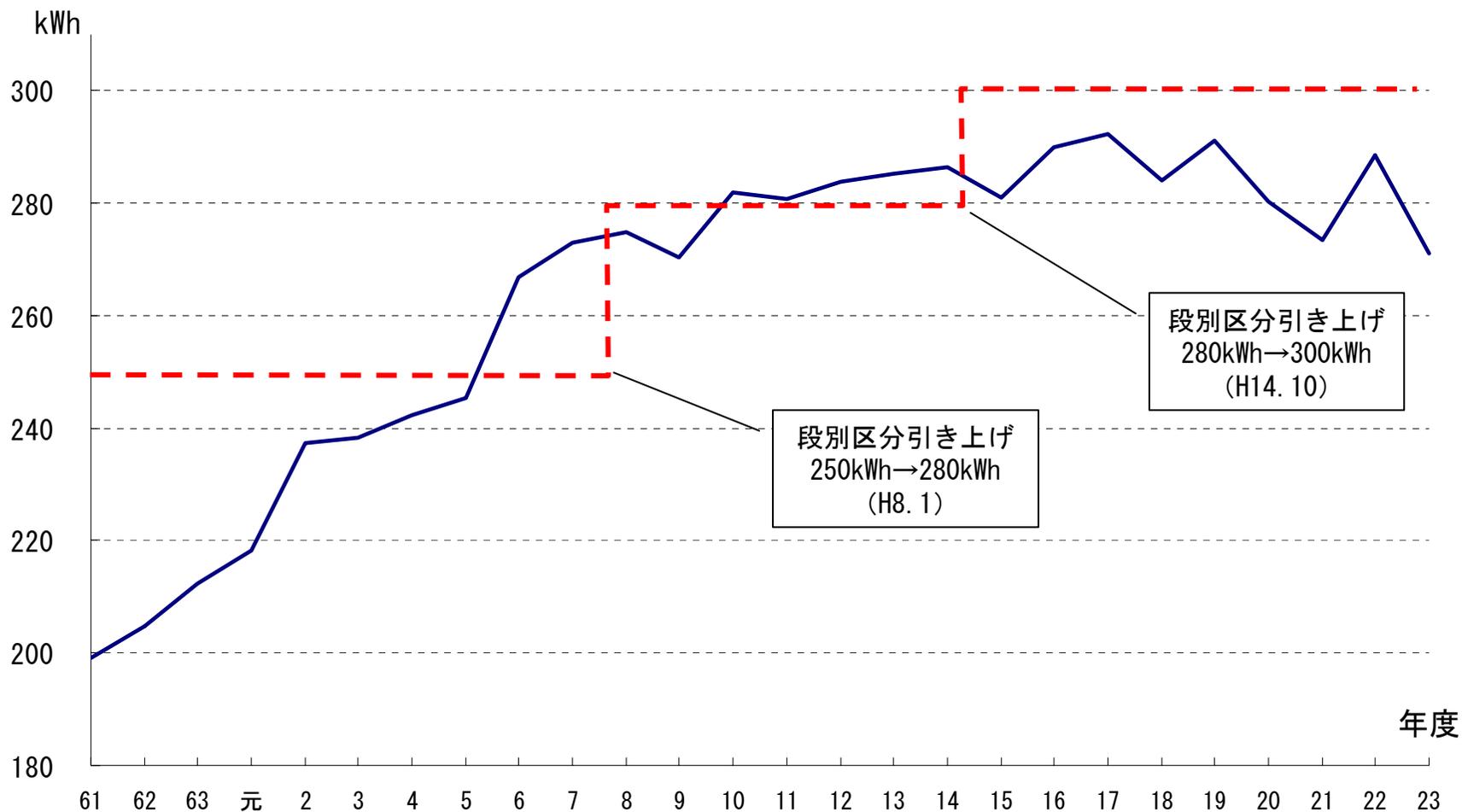
世帯普及率 (%)
—
98
98
71
97
80
83
95
67
—

(出典) 世帯普及率：総務省「平成16年全国消費実態調査」

使用電力量：省エネセンター「省エネ性能カタログ」又は各社カタログより事務局試算

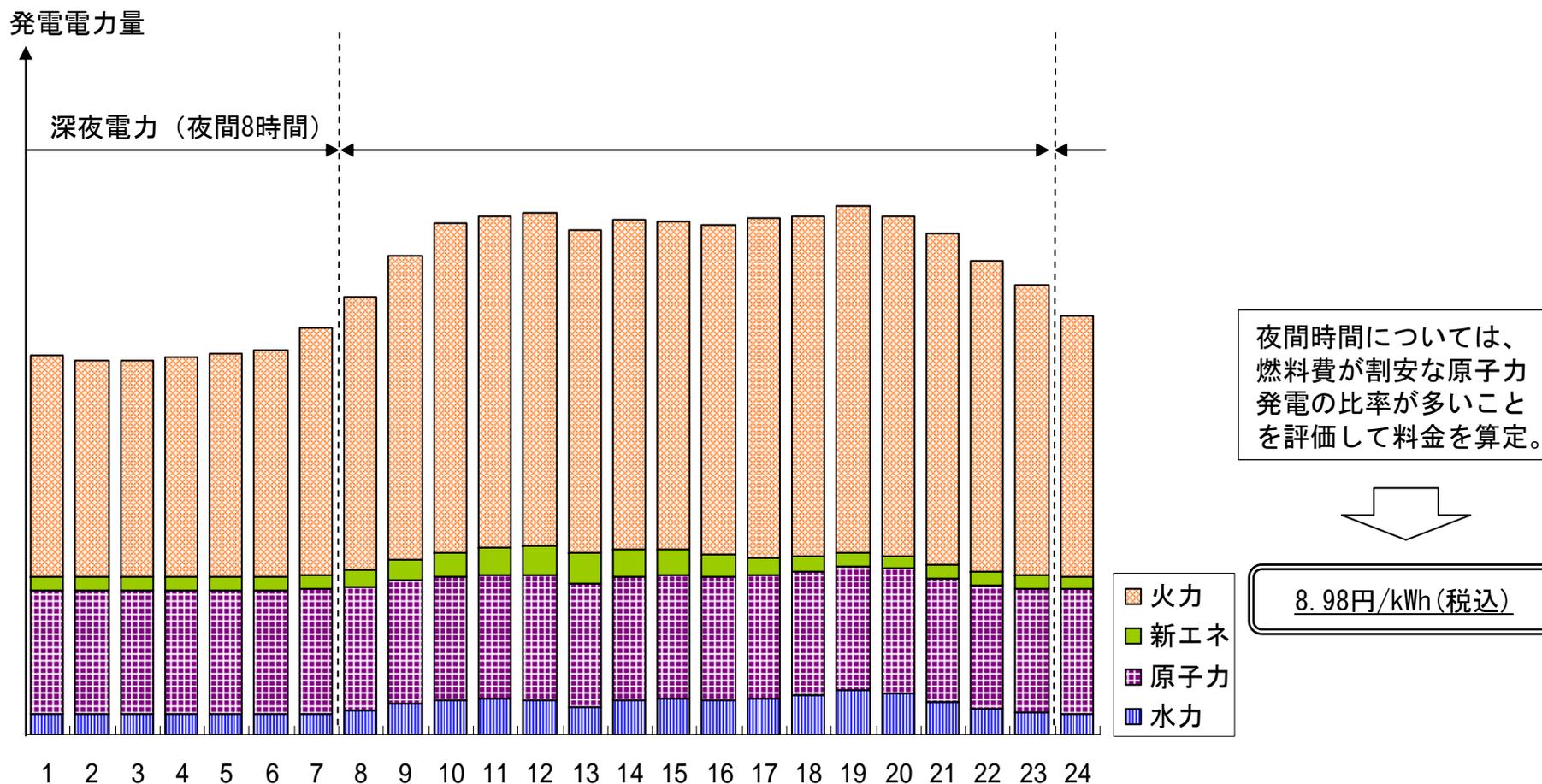
- 従量電灯Bの1口あたりの平均使用量を、概ねカバーする電力量という考え方にに基づき、従来の区分値(300kWh/月)を維持した。
- なお、現在の区分値は、平成14年に、1口あたりの平均使用量の上昇傾向を反映し、従来の280kWh/月から変更。

＜段別区分及び従量電灯Bの1口あたり電力量の推移＞



- 夜間時間（23時～翌日7時）に限り温水器等をご使用いただくお客さまにご加入いただいている深夜電力Bの電力量料金は、夜間時間帯の供給原価をもとに算定。

■ 電源種別別電力量



○従量電灯BC

(円/10A(1kVA)・月、円/kWh)

		現行単価	申請単価	値上げ幅
基本料金	10A(1kVA)あたり	283.50	283.50	—
電力量料金	最初の120kWhまで	16.57	17.05	0.48
	120kWhをこえ300kWhまで	20.81	22.59	1.78
	300kWh超過	22.19	25.37	3.18

○低圧電力

(円/kW・月、円/kWh)

		現行単価	申請単価	値上げ幅
基本料金	1kW	966.00	966.00	—
電力量料金	夏季	14.12	16.93	2.81
	その他季	12.88	15.25	2.37

○季特別電灯

(円/kVA・月、円/kWh)

		現行単価	申請単価	値上げ幅	
基本料金	6kVA以下の場合	1,155.00	1,155.00	—	
	上記超過	最初の10kVAまで	1,575.00	1,575.00	—
		10kVAをこえる1kVAにつき	283.50	283.50	—
電力量料金	デイ	夏季	33.20	35.96	2.76
		その他季	27.70	30.24	2.54
	リビング		21.02	22.72	1.70
	ナイト		8.52	10.29	1.77

○深夜電力B

(円/kW・月、円/kWh)

		現行単価	申請単価	値上げ幅
基本料金		204.75	204.75	—
電力量料金		7.21	8.98	1.77

※ 現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

※ 消費税等相当額を含む

○ 料金収入＝基本料金＋電力量料金－口座振替割引額等

基本料金：

従量電灯A 延口数×約款単価

従量電灯B 延アンペア数×約款単価

電力量料金：

1段電力量×1段約款単価＋2段電力量×2段約款単価＋3段電力量×3段約款単価

※ 実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引などにより、理論値（延口数・アンペア数×約款単価）どおりとはならないため、至近3か年実績の平均により補正。

【1段電力量、2段電力量、3段電力量】

…段階別電力量構成比は、全体の電力量の多寡に連動。例えば、3段電力量の比率は、全体の電力量が大きいと高まる。そのため、至近3か年の段階別電力量構成比と原単位（kWh/口）との相関により想定。また、季時別電灯などへの契約変更分を別途想定。

(%、kWh/口)

	25年度		26年度		27年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1 段	43.1%	40.3%	44.0%	41.2%	44.9%	41.8%
2 段	38.4%	36.9%	38.8%	37.3%	39.2%	37.7%
3 段	18.5%	22.8%	17.2%	21.5%	15.9%	20.5%
原単位	248.8	264.3	244.1	258.7	239.4	254.4

○ 料金収入＝基本料金＋電力量料金－夜間蓄熱型機器割引額－口座振替割引額等

基本料金：

延口数（6kVA以下）×約款単価（6kVA以下1契約につき）＋延口数（6kVA超過）×約款単価（6kVA超過1契約につき）＋延契約容量（10kVA超過）×約款単価（10kVA超過1kVAにつき）

電力量料金：

デイトタイム夏季電力量×デイトタイム夏季約款単価＋デイトタイムその他季電力量×デイトタイムその他季約款単価＋リビングタイム電力量×リビングタイム約款単価＋ナイトタイム電力量×ナイトタイム約款単価

夜間蓄熱型機器割引額：5時間通電機器割引額＋8時間通電機器割引額

※ 実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引などにより、理論値どおりとはならないため、至近3か年実績の平均により補正

【季節別・時間帯別電力量】

…至近3か年平均の実績構成比で配分。また、従量電灯からの契約変更分を別途想定。

(%)

		25年度		26年度		27年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期
デイトタイム	夏季	7.7%	0.9%	8.4%	1.0%	8.7%	1.1%
	その他季	8.0%	13.5%	8.9%	14.6%	9.6%	15.3%
リビングタイム		24.7%	24.8%	25.6%	25.5%	26.2%	26.1%
ナイトタイム		59.6%	60.8%	57.1%	58.9%	55.5%	57.5%

○ 料金収入＝基本料金＋電力量料金－口座振替割引額等

基本料金：

延契約電力×約款単価

電力量料金：

夏季電力量×夏季約款単価＋その他季電力量×その他季約款単価

※ 実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引、力率に応じた割引・割増などにより、理論値どおりとはならないため、至近3か年実績の平均により補正

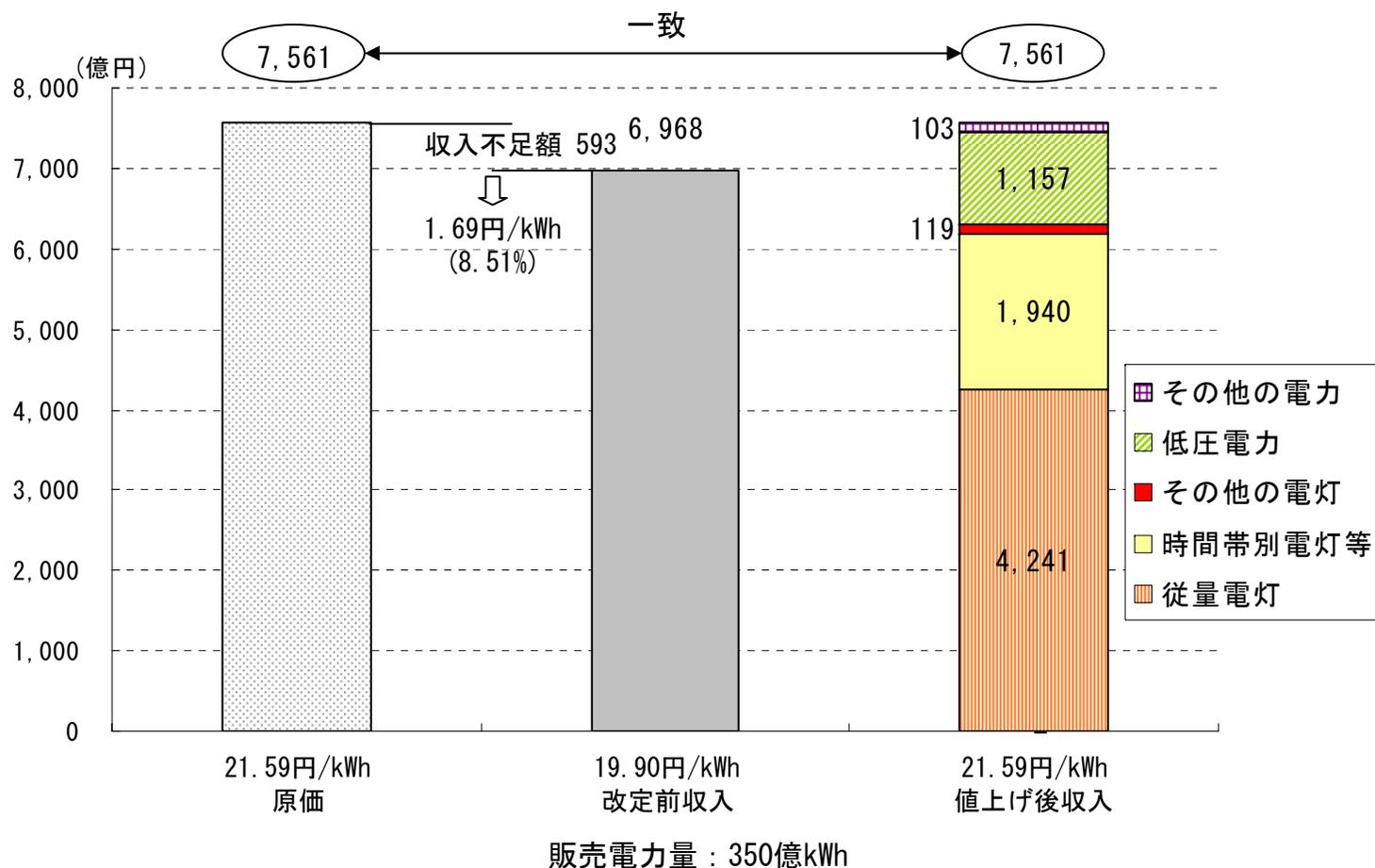
【季節別電力量】

…至近3か年平均の実績構成比で配分。

(%)

	25～27年度	
	上期	下期
夏 季	53.9%	9.9%
その他季	46.1%	90.1%

- 規制部門（低圧需要）の料金は、経済産業省令（一般電気事業供給約款料金算定規則）にもとづき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定。

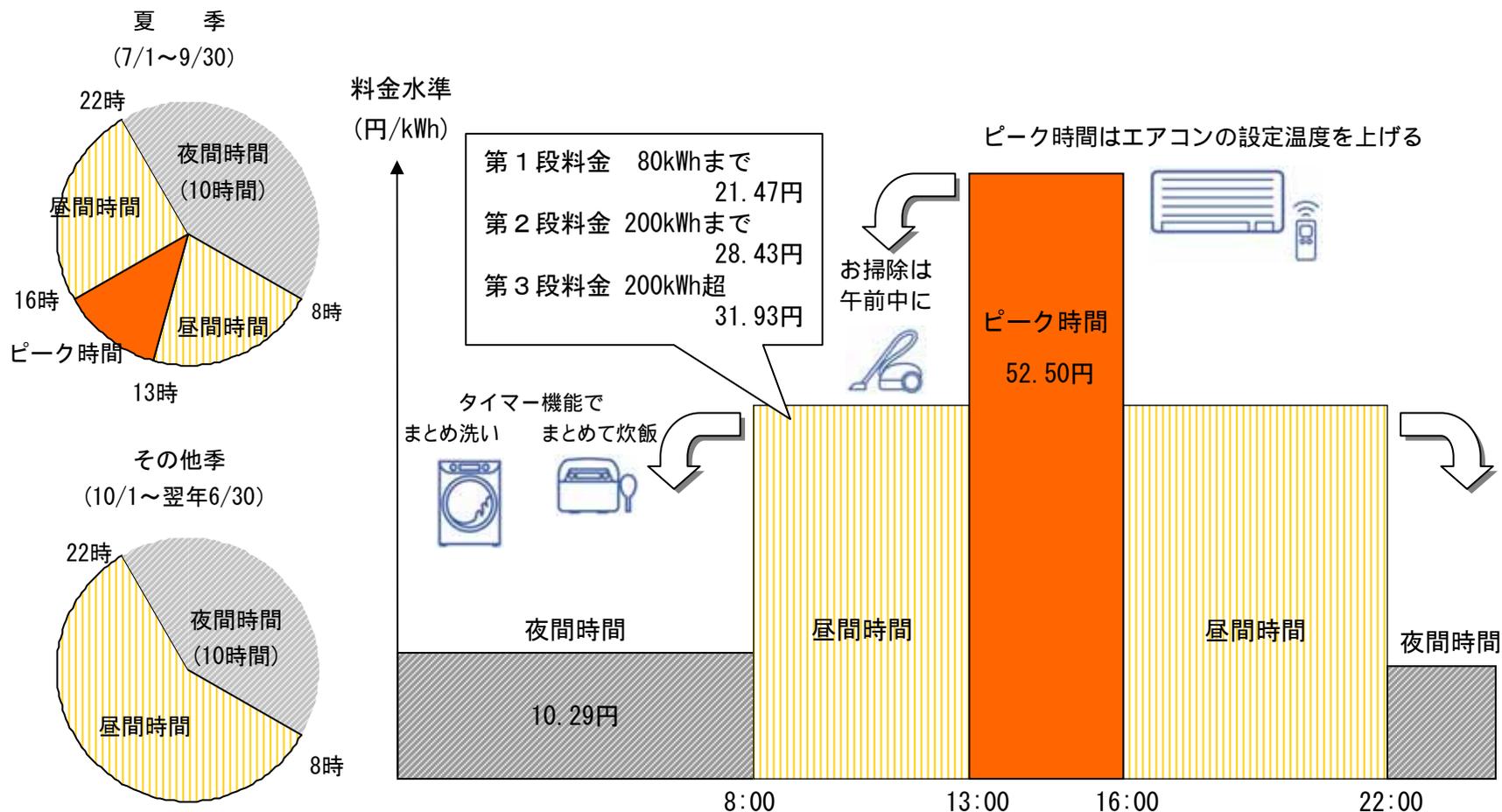


- ※ 販売電力量は自社分を除く
- ※ 「時間帯別電灯等」は、時間帯別電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯およびピークシフト電灯の合計値
- ※ 「低圧電力」は、低圧電力および低圧季時別電力の合計値
- ※ 「その他の電灯」は、定額電灯、農事用電灯、臨時電灯および公衆街路灯の合計値
- ※ 「その他の電力」は、深夜電力、第2深夜電力、農事用電力および臨時電力の合計値
- ※ 端数処理の影響で、値上げ後収入の内訳を足し合わせた値と合計値は一致しない

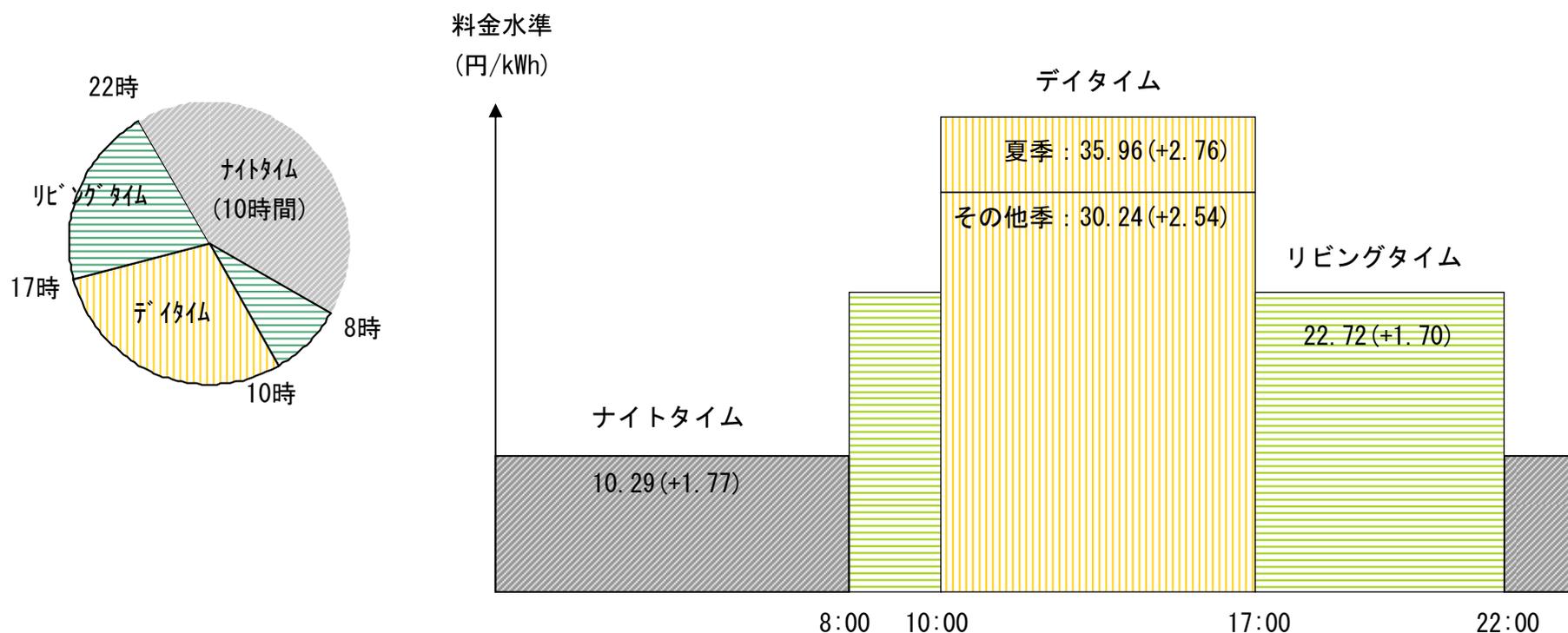
ピーク時間 [夏季 (7~9月) の13時~16時] を割高に、夜間時間を割安にした、ピークシフト電灯を設定。

ピーク時間の節電や、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことで、電気料金の節約が可能。

(今回申請した料金の認可実施にあわせて、新たな料金メニューを実施)



- 季別電灯は、夜間蓄熱型機器保有を加入要件とすることで、負荷平準化を設備的に担保するメニューとして設定していたが、今回、より幅広いお客さまが負荷平準化によって電気料金を節約いただけるよう、夜間蓄熱型機器をお持ちでないお客さまもご加入いただけるよう制度を変更。



※ 申請中の単価

※ ()内は現行単価からの値上げ額

※ 現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価 (+0.47円/kWh) を含む

※ 消費税等相当額を含む

新メニュー（ピークシフト電灯）の設定および季時別電灯の加入要件の見直し（夜間蓄熱型機器保有要件の廃止）により、従量電灯からの契約変更を想定。

契約変更口数は、契約変更により年間2万円以上かつ10%以上の加入メリットが見込まれるお客さまが契約変更すると想定。

〔契約変更口数（累計）〕

	(千口)		
	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
従量電灯	▲80	▲160	▲239



	(千口)		
季時別電灯	+79	+158	+236
ピークシフト電灯	+1	+2	+3
合計	+80	+160	+239

※ 上表は各年度末時点の契約変更口数（累計）

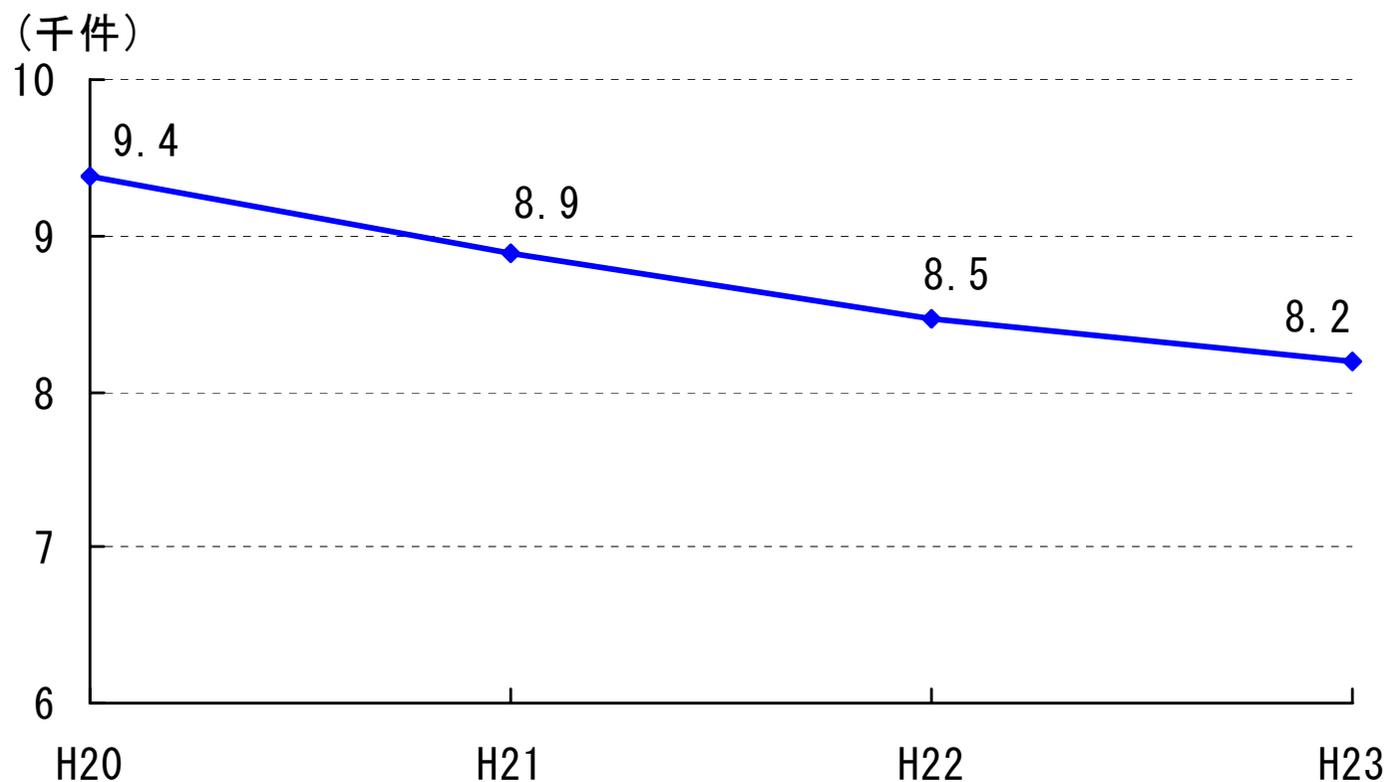
(百万kWh、百万円、%)

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定
供給約款	kWh	27,434	27,561	0.5	26,607	3.0	27,697	1.0	25,977	5.3
	料金	596,920	605,698	1.5	574,662	3.7	586,418	1.8	569,907	4.5
【再掲】 従量電灯	kWh	22,313	22,344	0.1	21,570	3.3	22,476	0.7	21,017	5.8
	料金	477,874	484,810	1.5	459,468	3.9	471,050	1.4	455,286	4.7
選択約款	kWh	7,578	7,401	2.3	8,100	6.9	9,193	21.3	9,480	25.1
	料金	102,934	102,367	0.6	109,510	6.4	122,847	19.3	132,725	28.9
【再掲】 季時別電灯	kWh	4,650	4,724	1.6	5,456	17.3	6,498	39.7	6,885	48.1
	料金	63,113	66,205	4.9	74,586	18.2	87,976	39.4	97,569	54.6
規制部門 合計	kWh	35,012	34,963	0.1	34,707	0.9	36,890	5.4	35,456	1.3
	料金	699,854	708,065	1.2	684,172	2.2	709,266	1.3	702,632	0.4

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

- 5時間通電型電気温水器の販売停止等にもない、「第2深夜電力(5時間供給)」、「季時別電灯」および「時間帯別電灯」における「5時間通電機器割引」の件数が年々減少していることから、新規加入を停止。
- 新規加入は、お客さまへの周知期間を考慮し、平成26年3月31日をもって停止。

〔第2深夜電力(5時間供給)および5時間通電機器割引件数の推移〕



【早遅収料金制度の廃止】

- 弊社はこれまで、規制部門においては、支払時期に応じて早収料金または遅収料金を設定する早遅収料金制度を採用。
- しかしながら、「早収期限日を1日でも超過した場合、一律に早収料金の3%を遅収加算額として加算する仕組みが分かりにくい」等のお客さまの声を受け、一般的な商慣習として広く定着している延滞利息制度を導入。

【延滞利息の利率】

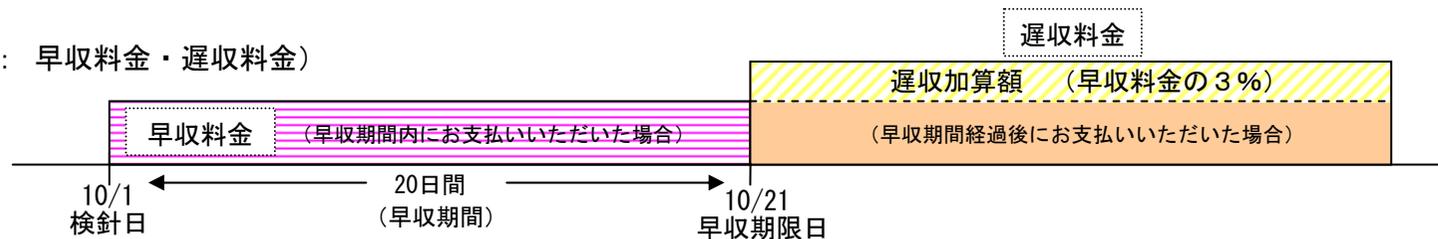
- 延滞利息の利率は、同制度を先行導入している他電力、託送供給約款および当社の自由化部門と同水準である年利10%。

【導入時期】

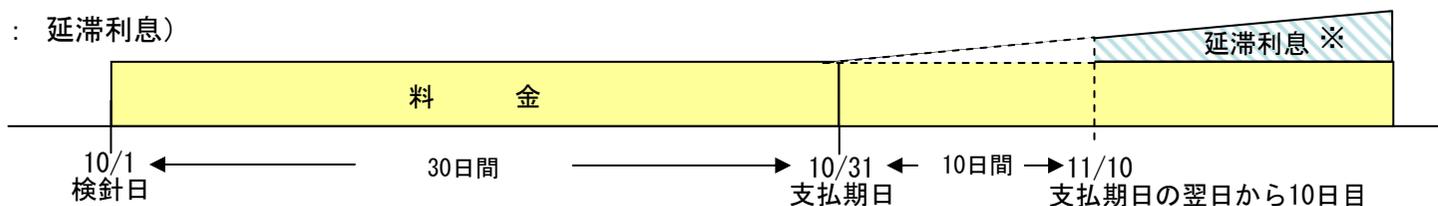
- 延滞利息制度の導入に伴い、料金計算システムの改修や指定日振替制度を導入すること、および運用面の詳細取扱いを引き続き検討することで、安定的かつ確実な運用開始となるよう、平成26年10月分料金から導入予定。

【イメージ】

(現行 : 早収料金・遅収料金)



(変更後 : 延滞利息)



- ※ 延滞利息は1日につき約0.03% (年利10%)
- ※ 支払期日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息は適用しない

- ご家庭を含む規制部門のお客さま（ご契約数：約850万口）へは、検針時などにお知らせをさせていただくとともに、各種団体さまへのご説明や日常業務におけるお客さまとの接点を活用したご説明を実施。

検針時などのお知らせ

- ・検針時の配布チラシを活用し、お客さまへお知らせ。
- ・また、当社ホームページのトップページに「電気料金の値上げのお願い」コーナーを設置し、値上げに関する情報をタイムリーにご提供。

各種団体のお客さまへのご説明

- ・自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなどに対して個別に訪問のうえ、丁寧にご説明を実施。

日常業務の中でお客さまとお会いする機会を捉えた丁寧にご説明

- ・お客さまからの電話でのお問合せ・ご意見については、お客さま問合せ窓口となる営業所体制を強化し、丁寧にご説明を実施。
- ・また、配電工事など現場での作業の際にお会いするお客さまに対してもチラシを活用し、丁寧にご説明を実施。

- お客さまへのご説明は、値上げの内容に加えて、お客さまの電気料金ご負担軽減策も情報提供。

- 当社からのお知らせやご説明に対し、お問合せを多くいただいたものは当社ホームページに「よくあるご質問」として随時掲載、ご意見については必要に応じ業務改善を実施するなど、お客さまの声を業務に反映。

- 自由化部門のお客さまへは、料金値上げの必要性や経営合理化への取組み状況等をご説明させていただき、契約更改をお願いしている。
- なお、契約更改のお願いにあたっては、料金値上げ内容を掲載した封書の郵送、電話や訪問等を通じてお客さまのご意向を確認させていただく等、丁寧な対応を心がけている。
- また、お客さまからのご要望に応じ、使用電力量の低減に向けた省エネアイテムの紹介や、お客さまのご使用状況を踏まえながら、料金低減に繋がるメニューのご提案も実施。

■ 契約電力500kW以上のお客さま（約0.3万口）

基本的に全てのお客さまをご訪問させていただき、料金値上げの概要（必要性や経営合理化への取組み状況等）や影響額等を丁寧にご説明の上、契約更改についてをお願いを実施。

■ 契約電力500kW未満のお客さま（約7万口）

封書の郵送、電話や訪問等を通じて、料金値上げの概要（必要性や経営合理化への取組み状況等）や影響額等を丁寧にご説明の上、契約更改についてをお願いを実施。

- 値上げによるお客さまのご負担を軽減するために、ご家庭へ、節電・節約手法例や新しい電気料金メニュー等を記載したチラシを12月の検針時に配布。
- また、ホームページでは、次のような「節電・節約手法」や「電気料金シミュレーション」などについて分かりやすくご紹介。

【節電・節約手法のご紹介】

- ・ 値上げによるお客さまのご負担を軽減していただくための節約手法について、分かりやすくご紹介。

掲載内容のイメージ

冬季に効果があるもの



エアコン



電気カーペット



こたつ

エアコン

- 暖房時の室温は20度を目安に設定する**

外気温6度の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21度から20度にした場合(使用時間9時間/日) 約210円/月
- 暖房は必要な時だけつける**

暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度:20度) 約160円/月
- フィルターを月に2回程度清掃する**

フィルターが目詰りしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較 約80円/月

窓にはカーテンやブラインドを

カーテンやブラインド、断熱フィルムで窓から出入りする……

扇風機を上手に活用

エアコンと扇風機を併用すると、扇風機の風が冷気や……

室外機の周りにはふさがずに

植木鉢やごみ箱などで吹き出し・吸い込み口をふさぐと……

他にもこんな工夫があります

【電気料金シミュレーション】

- ・「電気料金値上げ影響額シミュレーション」により、値上げ影響額をご紹介。（平成24年11月実施）
- ・また、「ご契約メニュー比較シミュレーション」により、お客さまにメニュー毎の試算結果をご紹介。（平成25年3月末実施予定）

「ご契約メニュー比較シミュレーション」のイメージ

従量電灯B		平日の昼間はご在宅ですか？	
ご使用月	<input type="text" value="1"/> 月	<input type="radio"/> 在宅している	<input checked="" type="radio"/> 在宅していない
ご契約容量	<input type="text" value="30"/> アンペア	夏(7~9月)のピーク時間帯(13~16時)にエアコンをよく使いますか？	
ご使用量	<input type="text" value="300"/> kWh	<input type="radio"/> よく使う	<input checked="" type="radio"/> あまり使わない



お客さまにお奨めのご契約種別は
ピークシフト電灯 です。
現在のお支払額より年間で
2,854 円お得です。

※ご契約内容と電気のご使用状況を入力

【アンペア（ご契約容量）ガイド】

- ・節電の取組みなどによるご契約容量の見直し（節約）をご紹介。（平成24年10月実施）

	容量の目安	実際の容量	台数
テレビ	液晶42型：200W プラズマ42型：400W	<input type="text" value="400"/> ワット	<input type="text" value="2"/> 台
冷蔵庫	450Lクラス：300W	<input type="text" value="300"/> ワット	<input type="text" value="1"/> 台



年間にご使用される 最大容量 (シミュレーション結果)	現在のご契約容量 (アンペア)
30A(アンペア)	40A(アンペア)

※ご契約容量及び同時に使われる電化製品の容量、台数を入力

※ご契約容量見直しの目安をご紹介

当社は従来から、季節別・時間帯別の料金格差を設定することにより、昼間から夜間等へ負荷移行いただくことで電気料金が節約できる料金メニューを設定。

今回、新たにピークシフト電灯を設定するとともに、季時別電灯の加入要件（夜間蓄熱型機器保有）を廃止し、より幅広いお客さまが負荷平準化によって電気料金の節約が可能となるよう制度を変更。

〔料金メニュー〕

契約種別	値上げ後の単価（予定）			時間帯区分
	基本料金（円）	電力量料金（円/kWh）		
		昼間	夜間	
時間帯別電灯 平成2年11月設定 【約16万口】	6kVAまで 1,155 10kVAまで 1,575 10kVA超過1kVAにつき 283.5	1段(-80kWh) 22.37 2段(-200kWh) 29.63 3段(201kWh-) 33.27	10.29	
季時別電灯 平成12年10月設定 【約77万口】 加入要件廃止	時間帯別電灯と同じ	夏季デイ 35.96 他季デイ 30.24 夜間 22.72	10.29	
高負荷率型電灯 平成18年4月設定 【約0.2万口】	10kVAまで 10,500 10kVA超過1kVAにつき 1,050	夏季 25.15 他季 22.50	10.29	
ピークシフト電灯 新規設定	時間帯別電灯と同じ	ピーク 52.50 1段(-80kWh) 21.47 2段(-200kWh) 28.43 3段(201kWh-) 31.93	10.29	<p>※ ピークは夏季(7~9月)のみ</p>
低圧季時別電力 平成13年2月設定 【約1.2万口】	1kWにつき 1,260	夏季 16.65 他季 14.61	10.29	

※ 消費税等相当額を含む

〔料金メニュー（高圧）〕

契約種別	値上げ後の単価			概要	加入口数 (設定時期)																		
	基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)																					
		昼間 (8～22時)	夜間 (22～8時)																				
業務用季時別電力A 産業用季時別電力A	1,953	・ピーク 16.46 ・夏季 14.11 ・他季 13.19	8.93	季節別・時間帯別の料金設定	約16千口 (昭和63年1月)																		
業務用季時別電力A-I	1,260	・ピーク 25.54 ・夏季 21.62 ・他季 20.64	8.93	季節別・時間帯別の料金設定 (電気の負荷率が低いお客さま向け)																			
産業用季時別電力A-I	1,312.5	・ピーク 23.07 ・夏季 19.71 ・他季 18.49	8.93	季節別・時間帯別の料金設定 (電気の負荷率が低いお客さま向け)																			
業務用休日エコノミー電力A	1,953	・夏季平日 13.75 ・夏季休日 10.10 ・他季平日 12.77 ・他季休日 9.45		季節別および休日・平日別の料金設定	約2千口 (平成12年10月)																		
業務用休日エコノミー電力A-I	1,260	・夏季平日 20.33 ・夏季休日 12.57 ・他季平日 18.74 ・他季休日 11.68		季節別および休日・平日別の料金設定 (電気の負荷率が低いお客さま向け)																			
負荷率別契約	1,953	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>夏季</td> <td>他季</td> </tr> <tr> <td>・1段</td> <td>13.19</td> <td>12.25</td> </tr> <tr> <td>・2段</td> <td>12.12</td> <td>11.28</td> </tr> <tr> <td>・3段</td> <td>11.43</td> <td>10.65</td> </tr> <tr> <td>・4段</td> <td>11.05</td> <td>10.31</td> </tr> <tr> <td>・5段</td> <td>10.94</td> <td>10.20</td> </tr> </table>		夏季	他季	・1段	13.19	12.25	・2段	12.12	11.28	・3段	11.43	10.65	・4段	11.05	10.31	・5段	10.94	10.20		電力量料金が、電気の負荷率に従って、段階的に単価が安くなる料金メニュー (電気の負荷率が変動するお客さま向け)	約8千口 (平成17年4月)
	夏季	他季																					
・1段	13.19	12.25																					
・2段	12.12	11.28																					
・3段	11.43	10.65																					
・4段	11.05	10.31																					
・5段	10.94	10.20																					

※ 消費税等相当額を含む

※ ピークは夏季の13～16時、夏季：7～9月、他季：10月～6月

- 当社は従来から、ピーク需要を抑制することで料金を節減できる需給調整メニューを設定。
- 特に平成24年度夏季は、お客さまのご協力による需要抑制対策として、夏季計画調整契約の適用範囲拡大やピーク需要抑制を促す新たなメニューを設定。

		概要	今夏実績	
随時調整契約		需給逼迫時および系統事故時等において、瞬時もしくは緊急的に負荷を遮断または調整	39口	33万kW
夏季計画調整契約	夏季休日契約	休日の振替等により、最大需要電力を最低保安電力まで抑制 	433口	8万kW
	夏季操業調整契約	操業調整等により最大需要電力を契約電力から50%以上抑制 	252口	16万kW
	ピーク時間調整契約	負荷移行等により最大需要電力を契約電力から10%以上抑制 	604口	36万kW
今夏新設	最大需要電力調整割引	前年同月からの調整実績（最大需要電力の差）に応じて料金を割引 	46,426口	18万kW
	スポット負荷調整契約	需給逼迫が予想される場合に、当社からお客さまに負荷調整を要請	605口	要請実績なし

【定額電灯】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、総容量が400VA以下のお客さま
- 具体例：アパート等の集合住宅の共同灯など
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
需要家料金		1 契約につき	52.50
電灯料金	20Wまで	1 灯につき	122.28
	20Wをこえ40Wまで	1 灯につき	202.57
	40Wをこえ60Wまで	1 灯につき	283.90
	60Wをこえ100Wまで	1 灯につき	444.47
	100W超過100Wまでごとに	1 灯につき	444.47
小型機器料金	50VAまで	1 機器につき	213.33
	50VAをこえ100VAまで	1 機器につき	311.15
	100VA超過50VAまでごとに	1 機器につき	155.58

「電灯」：白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器

「小型機器」：主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器（ただし、電灯と併用できないものは除く）

「動力」：「電灯」「小型機器」以外の電気機器

【従量電灯A】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、最大電流が5A以下のお客さま
- 具体例：アパート等の集合住宅の共同灯など
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
最低料金	最初の12kWhまで	299.64	305.55
電力量料金	上記超過1kWhにつき	16.57	17.05

【従量電灯B】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10A以上、かつ、60A以下のお客さま
- 具体例：一般家庭など
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価	
基本料金	10A	1 契約につき	283.50	283.50
	15A	1 契約につき	425.25	425.25
	20A	1 契約につき	567.00	567.00
	30A	1 契約につき	850.50	850.50
	40A	1 契約につき	1,134.00	1,134.00
	50A	1 契約につき	1,417.50	1,417.50
	60A	1 契約につき	1,701.00	1,701.00
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	16.57	17.05
	120kWhをこえ300kWhまで	1 kWhにつき	20.81	22.59
	300kWh超過	1 kWhにつき	22.19	25.37
最低月額料金		1 契約につき	294.00	305.55

【従量電灯C】

■適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6kVA以上、かつ、原則50kVA未満のお客さま

■具体例：商店、事務所、飲食店など

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価	
基本料金		1 kVAにつき	283.50	283.50
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	16.57	17.05
	120kWhをこえ300kWhまで	1 kWhにつき	20.81	22.59
	300kWh超過	1 kWhにつき	22.19	25.37

【低圧電力】

■適用範囲：動力（モーター）や業務用のエアコンをお使いになる場合で契約電力が原則50kW未満のお客さま

■具体例：商店や小規模工場、事務所など

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価	
基本料金		1 kWにつき	966.00	966.00
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	14.12	16.93
	その他季（10月～翌年6月）	1 kWhにつき	12.88	15.25

【公衆街路灯】

- 適用範囲：公衆のために設置された電灯または小型機器のお客さま
- 具体例：公衆のため市町村が設置する街路灯など
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

公衆街路灯 A (総容量が 1 kVA未満)

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
需要家料金	1 契約につき	47.25	47.25
電灯料金	20Wまで	1 灯につき	111.78
	20Wをこえ40Wまで	1 灯につき	183.67
	40Wをこえ60Wまで	1 灯につき	256.60
	60Wをこえ100Wまで	1 灯につき	400.37
	100W超過100Wまでごとに	1 灯につき	400.37
小型機器料金	50VAまで	1 機器につき	192.33
	50VAをこえ100VAまで	1 機器につき	281.75
	100VA超過50VAまでごとに	1 機器につき	140.88

公衆街路灯 B (契約容量が 1 kVA以上、50kVA未満)

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
基本料金	1 kVAにつき	257.25	257.25
電力量料金	1 kWhにつき	14.96	16.52
最低月額料金	1 契約につき	262.50	286.65

【臨時電灯】

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満のお客さま
- 具体例：工事用の保安灯・作業員宿舎、縁日の露店の照明など
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

臨時電灯 A (総容量が3kVA以下)

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
50VAまで	1 契約 1 日につき	6.03	6.72
50VAをこえ100VAまで	1 契約 1 日につき	12.05	13.44
100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1 契約 1 日につき	12.05	13.44
500VAをこえ 1 kVAまで	1 契約 1 日につき	120.53	134.40
1 kVAをこえ 3 kVAまでの場合 1 kVAまでごとに	1 契約 1 日につき	120.53	134.40

臨時電灯 B (契約電流が40A以上、60A以下)

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
基本料金	10Aにつき	315.00	315.00
電力量料金	1 kWhにつき	24.87	27.10

臨時電灯 C (契約容量が6kVA以上、50kVA未満)

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
基本料金	1 kVAにつき	315.00	315.00
電力量料金	1 kWhにつき	24.87	27.10

【臨時電力】

- 適用範囲：動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50kW未満のお客さま
- 具体例：工事現場の作業用機械など
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

定額制供給の場合

(円)

区分および単位	現行単価	申請単価
契約電力1kW1日につき	171.08	191.10

従量制供給の場合

区分および単位			現行単価	申請単価
基本料金	契約電力	1kWにつき	低圧電力の 該当料金の20%増	低圧電力の 該当料金の20%増
電力量料金	夏季(7月~9月)	1kWhにつき		
	その他季(10月~翌年6月)	1kWhにつき		

【農事用電力A】

- 適用範囲：農事用のかんがい排水のために動力を使用し、契約電力が原則として50kW未満のお客さま
- 料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位			現行単価	申請単価
基本料金	契約電力	1kWにつき	640.50	640.50
電力量料金	夏季(7月~9月)	1kWhにつき	10.31	12.36
	その他季(10月~翌年6月)	1kWhにつき	9.50	11.28

【農事用電力B】

■適用範囲：農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用するお客さま

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

定額制供給の場合

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
最初の30日まで	0.5kW	3,480.75	3,651.90
	1kW	4,870.95	5,213.25
	2kW	7,652.40	8,337.00
	3kW	10,433.85	11,460.75
	4kW	13,215.00	14,584.50
	5kW	15,996.45	17,708.25
30日をこえる1日につき	0.5kW	26.60	29.51
	1kW	53.20	59.01
	2kW	106.40	118.02
	3kW	159.60	177.03
	4kW	212.79	236.04
	5kW	265.99	295.05

従量制供給の場合

区分および単位			現行単価	申請単価
基本料金	契約電力	1kWにつき	低圧電力の 該当料金の10%増	低圧電力の 該当料金の10%増
電力量料金	夏季(7月~9月)	1kWhにつき		
	その他季(10月~翌年6月)	1kWhにつき		

【時間帯別電灯(10時間型)】

■適用範囲：従量電灯の適用範囲に該当し、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位			現行単価	申請単価	
基本料金	6kVA以下の場合		1契約につき	1,155.00	1,155.00
	6kVAをこえる場合最初の10kVAまで		1契約につき	1,575.00	1,575.00
	10kVA超過 1kVAあたり		1kVAにつき	283.50	283.50
電力量料金	昼間時間 午前8時 ～ 午後10時	最初の80kWhまで (第1段料金)	1kWhにつき	21.61	22.37
		80kWhをこえ200kWhまで (第2段料金)	1kWhにつき	27.18	29.63
		200kWh超過 (第3段料金)	1kWhにつき	29.00	33.27
	夜間時間 (昼間時間以外)		1kWhにつき	8.52	10.29
8時間通電機器割引			1kVAにつき	▲ 210.00	▲ 147.00
5時間通電機器割引			1kVAにつき	▲ 231.00	▲ 168.00

※ 5時間通電機器割引については、H26.3/31をもって新規受付を停止

【季時別電灯】

■適用範囲：従量電灯の適用範囲に該当し、デイトタイムからリビングタイム・ナイトタイム、またはリビングタイムからナイトタイムへの負荷移行が可能なお客さま

※ 今回、夜間蓄熱型機器の保有要件を廃止

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価		
基本料金	6kVA以下の場合	1 契約につき	1,155.00	1,155.00	
	6kVAをこえる場合最初の10kVAまで	1 契約につき	1,575.00	1,575.00	
	10kVA超過 1kVAあたり	1 kVAにつき	283.50	283.50	
電力量料金	デイトタイム (午前10時～午後5時)	夏季 (7月～9月)	1 kWhにつき	33.20	35.96
		その他季 (10月～翌年6月)	1 kWhにつき	27.70	30.24
	リビングタイム (午前8時～午前10時および午後5時～午後10時)		1 kWhにつき	21.02	22.72
	ナイトタイム (デイトタイムおよびリビングタイム以外)		1 kWhにつき	8.52	10.29
	8時間通電機器割引		1 kVAにつき	▲ 210.00	▲ 147.00
5時間通電機器割引		1 kVAにつき	▲ 231.00	▲ 168.00	

※ 5時間通電機器割引については、H26.3/31をもって新規受付を停止

【ピークシフト電灯】

■適用範囲：従量電灯の適用範囲に該当し、ピーク時間から昼間時間・夜間時間、または昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま

※ 今回新たに設定

■料金単価

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価		
基本料金	6kVA以下の場合	1契約につき	—	1,155.00	
	6kVAをこえる場合最初の10kVAまで	1契約につき	—	1,575.00	
	10kVA超過 1kVAあたり	1kVAにつき	—	283.50	
電力量料金	ピーク時間 (7月～9月の毎日午後1時～午後4時)		1kWhにつき	—	52.50
	昼間時間 (ピーク時間を除く午前8時～午後10時)	最初の80kWhまで (第1段料金)	1kWhにつき	—	21.47
		80kWhをこえ200kWhまで (第2段料金)	1kWhにつき	—	28.43
		200kWh超過 (第3段料金)	1kWhにつき	—	31.93
	夜間時間 (ピーク時間および昼間時間以外)		1kWhにつき	—	10.29
8時間通電機器割引		1kVAにつき	—	▲ 147.00	

【高負荷率型電灯】

■適用範囲：従量電灯の適用範囲に該当するお客さま

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位			現行単価	申請単価	
基本料金	最初の10kVAまで		1 契約につき	10,500.00	10,500.00
	10kVA超過 1kVAあたり		1 kVAにつき	1,050.00	1,050.00
電力量料金	昼間時間 (午前8時 ～午後10時)	夏季 (7月～9月)	1 kWhにつき	22.14	25.15
		その他季 (10月～翌年6月)	1 kWhにつき	19.86	22.50
	夜間時間 (昼間時間以外)		1 kWhにつき	8.52	10.29

【低圧季特別電力】

■適用範囲：低圧電力の適用範囲に該当するお客さま

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

(円)

区分および単位			現行単価	申請単価	
基本料金			1 kWにつき	1,260.00	1,260.00
電力量料金	昼間時間 (午前8時 ～午後10時)	夏季 (7月～9月)	1 kWhにつき	13.70	16.65
		その他季 (10月～翌年6月)	1 kWhにつき	11.69	14.61
	夜間時間 (昼間時間以外)		1 kWhにつき	8.52	10.29

【深夜電力】

■適用範囲： 低圧で電気の供給を受け、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に限り、動力（小型機器は動力とみなす）を使用するお客さま

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

深夜電力 A（契約電力が0.5kW） (円)

区分および単位	現行単価	申請単価
1 契約につき	884.14	1,061.01

深夜電力 B（契約電力が50kW未満） (円)

区分および単位		現行単価	申請単価
基本料金	1 kWにつき	204.75	204.75
電力量料金	1 kWhにつき	7.21	8.98

【第2 深夜電力】

■適用範囲： 動力（小型機器は動力とみなす）を毎日午前1時から午前6時または午後10時から翌日午前8時までの時間に限り使用するお客さま

■料金単価 ※現行単価には平成24年12月分燃料費調整単価を含む

5時間供給（平成26年3月31日をもって新規受付を停止） (円)

区分および単位		現行単価	申請単価
基本料金	1 kWにつき	189.00	189.00
電力量料金	1 kWhにつき	6.84	8.61

10時間供給 (円)

区分および単位		現行単価	申請単価
基本料金	1 kWにつき	262.50	262.50
電力量料金	1 kWhにつき	8.52	10.29

【低圧蓄熱調整契約】

■適用範囲：低圧電力または低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま

■料金単価

(円)

区分および単位		現行単価	申請単価
蓄熱単価	1 kWhにつき	5.63	7.86
蓄熱ピーク調整割引	1 kW 1時間につき	630.00	630.00

※蓄熱割引額は、下記の算式により算定。

- ・低圧電力の場合：蓄熱割引額＝蓄熱電力量×（夏季またはその他季料金－蓄熱単価）
- ・低圧季特別電力の場合：蓄熱割引額＝蓄熱電力量×（夜間時間料金－蓄熱単価）

【口座振替割引契約】

■適用範囲：従量電灯・低圧電力・時間帯別電灯・季特別電灯・高負荷率型電灯・ピークシフト電灯・低圧季特別電力・深夜電力もしくは第2深夜電力として電気の供給を受け、料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さま

(円)

メニュー概要	単位	現行単価	申請単価
電気料金が初回振替日に振替えられた場合に、翌月の電気料金を割引するメニュー	1契約につき	52.50	52.50